

北広島町障害者プラン

【第3期障害者福祉計画・
第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画】

「だれもが自分らしくともに安心して暮らせるまち」をめざして



令和3年3月

北広島町

はじめに

近年、本町におきましては、少子高齢化、核家族化が急速に進行し、障害のある人を取り巻く環境も大きく変化しています。

こうした状況の中、障害のある人やその家族からの相談も多様化していることから、母子保健、医療、介護、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図りながら、切れ目のない包括的な相談支援や、障害の重度化、難病や発達障害など特性に応じた日常生活全般にわたるきめ細やかな支援が必要です。

また、障害のある人やその家族の高齢化など、「親なき後」を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築と障害のある人の自立と社会参加を推進していくため、障害や障害がある人への理解を一層深めることも重要です。

本計画の基本理念である「誰もが自分らしくともに安心して暮らせるまち」の実現に向け、今後6年間の障害者福祉行政の方向を示す「第3期障害者福祉計画」及び今後3年間の障害福祉サービス等の見込量と確保策を示した「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定しました。

障害のあるなしにかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら共生する社会の実現をめざし、障害者団体、医療機関並びに障害福祉サービス事業所など関係機関と連携を図りながら本計画の推進に取り組んでまいりますので、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、計画策定にあたり、ご尽力いただきました北広島町障害者福祉計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました皆様、障害福祉サービス事業所の皆様に心からお礼申し上げます。



令和3年（2021年）3月

北広島町長 箕野 博司

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ・期間.....	2
(1) 法的根拠及び計画の位置づけ.....	2
(2) 計画期間.....	3
(3) 計画の対象.....	3
3 計画の策定体制.....	3
(1) 北広島町障害者福祉計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画策定委員会.....	3
第2章 障害者を取り巻く状況.....	4
1 北広島町の人口.....	4
2 障害者の状況.....	5
(1) 各障害者手帳所持者の状況.....	5
(2) 身体障害者手帳所持者の状況.....	5
(3) 療育手帳所持者の状況.....	6
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況.....	7
(5) 発達障害または疑いのある児童の状況.....	8
(6) 特別支援学級の状況.....	9
3 アンケート調査からみる状況.....	10
(1) アンケート調査概要.....	10
(2) 障害への理解について.....	10
(3) 相談について.....	13
(4) 生活の場について.....	15
(5) 就労支援について【18歳以上対象】.....	16
(6) 外出について.....	17
(7) 災害時対策について.....	18
(8) 教育について【18歳未満対象】.....	19
(9) 発達障害について.....	20
4 北広島町内のサービス資源（施設・事業所等）.....	21
第3章 計画の基本的な考え方.....	22
1 計画の構成.....	22
2 計画の基本理念.....	23
3 基本目標.....	24

第4章 障害者福祉計画	25
1 施策の体系	25
2 具体的な施策の展開	26
(1) 地域における生活支援体制の整備	26
(2) 暮らしの支援	32
(3) 就労・地域活動の支援	43
(4) 安心・安全のまちづくり	47
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画	50
1 国の基本方針に基づく考え方	50
2 障害福祉サービス種類別の利用状況	50
(1) 障害福祉サービスの実績	50
(2) 地域生活支援事業の実績	52
(3) 障害児支援の実績	53
3 成果目標	54
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	54
(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	55
(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	55
(4) 福祉施設から一般就労への移行	56
(5) 相談支援体制の充実・強化	58
(6) 障害福祉サービス等の質の向上	58
(7) 障害児支援の提供体制の整備等	59
4 【活動指標】障害福祉サービス等の見込みと確保策	60
(1) 障害福祉サービスの見込量	60
(2) 地域生活支援事業の見込量	64
(3) 障害児通所支援等の見込量	67
(4) その他の活動指標	68
5 北広島町障害者自立支援認定審査会	69
第6章 計画の推進	70
1 関係機関、事業所等との連携	70
2 計画の進捗管理	71
3 PDCAサイクルによる推進	71
資料編	72
1 北広島町障害者福祉計画及び障害福祉計画並びに 障害児福祉計画策定 委員会設置要綱	72
2 北広島町障害者プラン（第3期障害者福祉計画・第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画）策定委員会委員名簿	74

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の障害者施策は、障害者がその人格と個性を尊重され、安心して暮らしていくことができる共生社会の実現をめざし、様々な制度の整備が行われてきました。平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」では、制度の谷間のない支援をめざすとともに、法に基づく支援が地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げており、また平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の施行など、障害者を取り巻く環境は大きく変化しています。平成30年度には、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、都道府県及び市町村は障害児福祉計画の作成が義務づけられ、障害児支援の提供体制を計画的に整備することとなりました。

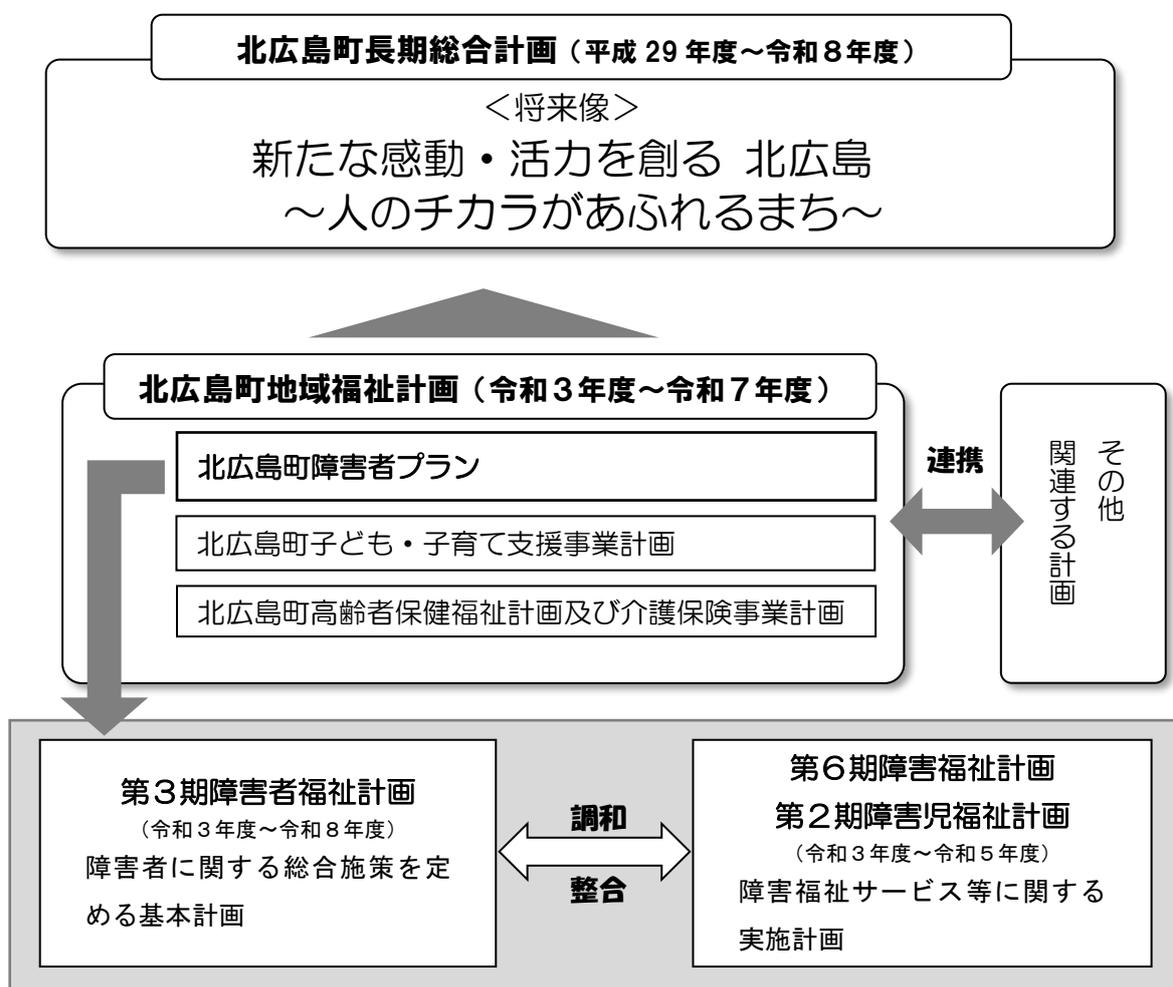
これまでの取り組みや障害者施策の変遷の状況を踏まえながら、本町において障害者はもちろん、すべての人が地域で安心して暮らしていける社会の構築のため「北広島町障害者プラン（第3期障害者福祉計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）」（以下、「本計画」という。）を策定し、障害福祉施策の一層の推進を図ります。

2 計画の位置づけ・期間

(1) 法的根拠及び計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」並びに、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」の 3 つの計画を一体として策定するものです。

本計画は、国の障害者基本計画、広島県障害者プラン、北広島町長期総合計画及び地域福祉計画を踏まえ、本町における障害福祉分野の部門別計画として位置づけ、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画等の関連計画との整合性を図りながら策定し、障害福祉施策を実施するものとしてします。



(2) 計画期間

本計画における障害者福祉計画部門は、令和3年度から令和8年度までの6年間とし、障害福祉・障害児福祉計画部門は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、本計画の関連法や制度の改正等、また、本町の状況等の変化により、必要に応じて計画期間中においても本計画の見直しを行うものとしてします。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者福祉計画	第2期						第3期（本計画）					
障害福祉計画	第4期			第5期			第6期（本計画）			次期計画		
障害児福祉計画	—			第1期			第2期（本計画）			次期計画		

(3) 計画の対象

本計画の対象範囲は、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病患者、その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に制限を受けている状態にある人としてします。

3 計画の策定体制

(1) 北広島町障害者福祉計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画策定委員会

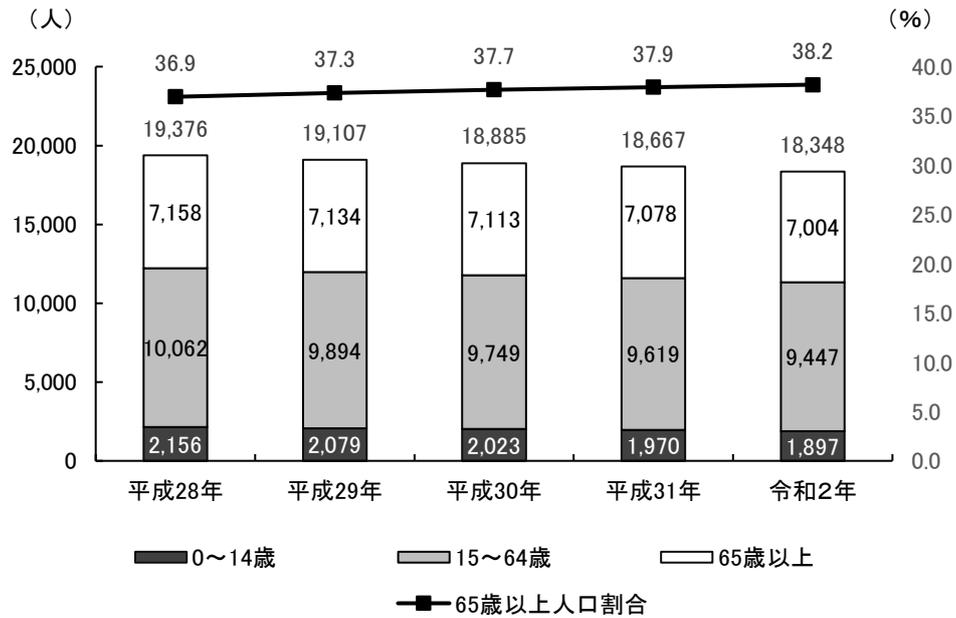
本計画の策定にあたっては、障害福祉施策の効果的な推進を図る目的から、当事者代表、医療、福祉、教育の分野で構成する「北広島町障害者福祉計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画策定委員会」を設置し、本計画の策定を進めました。

第2章 障害者を取り巻く状況

1 北広島町の人口

本町の人口は減少傾向で推移しており、令和2年では18,348人となっています。一方、高齢化率は増加傾向にあり、令和2年では38.2%となっています。

■年齢3区分別人口と高齢化率の推移



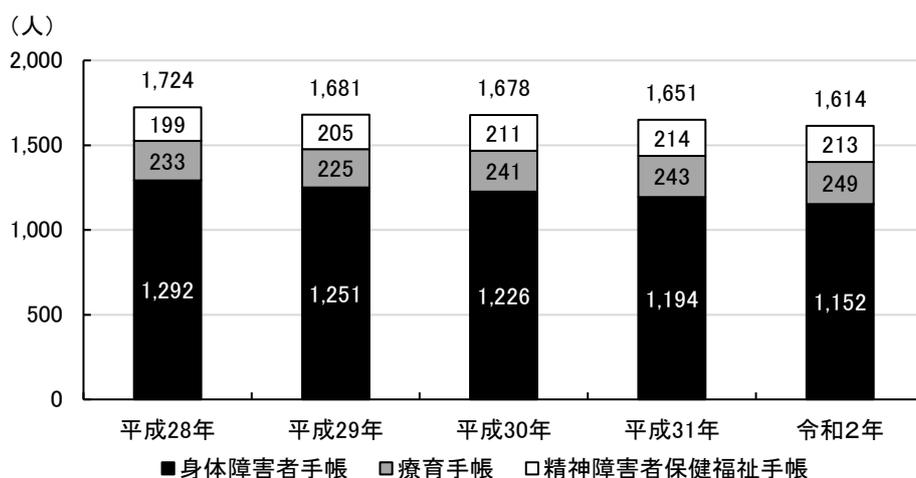
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 障害者の状況

(1) 各障害者手帳所持者の状況

本町の各障害者手帳の交付数をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和2年では1,152人となっています。一方、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は微増傾向で推移しており、令和2年で療育手帳所持者数は249人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は213人となっています。

■各障害者手帳所持者数の推移

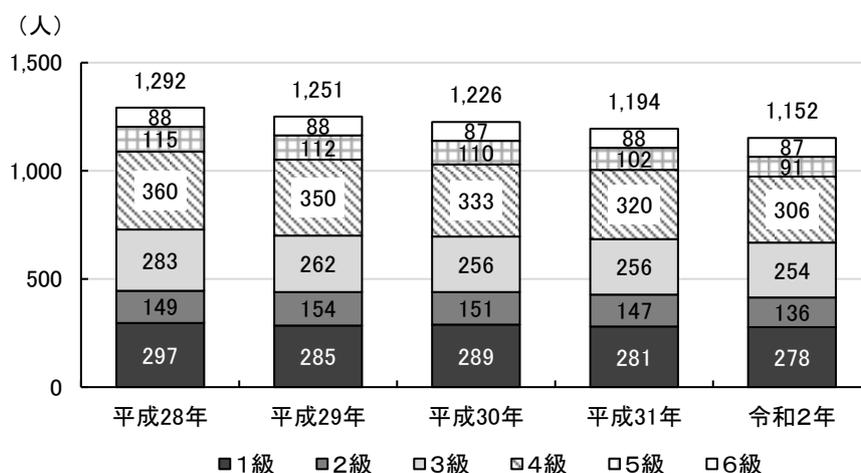


資料：福祉課（各年4月1日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

等級別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、「4級」「1級」「3級」の順に所持者数が多くなっています。

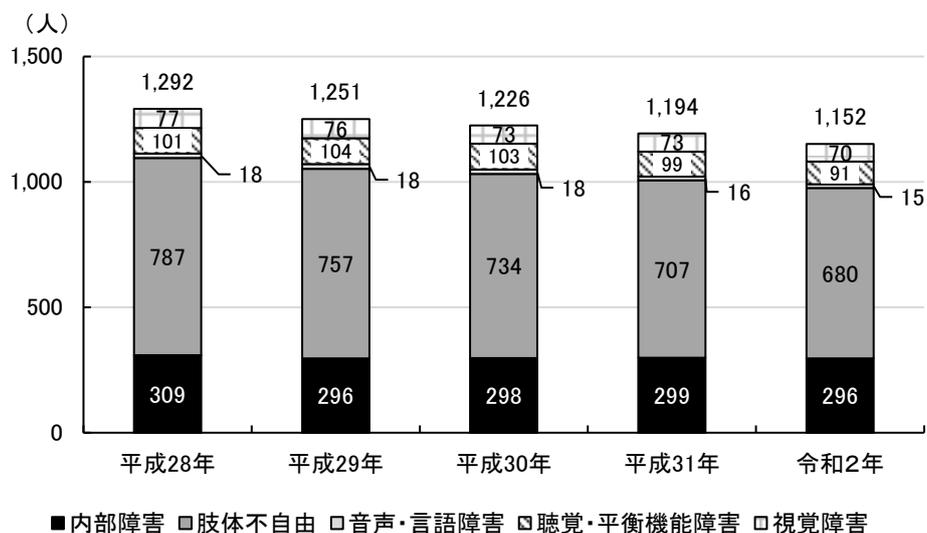
■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移



資料：福祉課（各年4月1日現在）

障害の種類別の状況を見ると、令和2年では「肢体不自由」が680人で最も多く、「内部障害」が296人で続いています。

■身体障害者手帳所持者数（障害の種類別）の推移

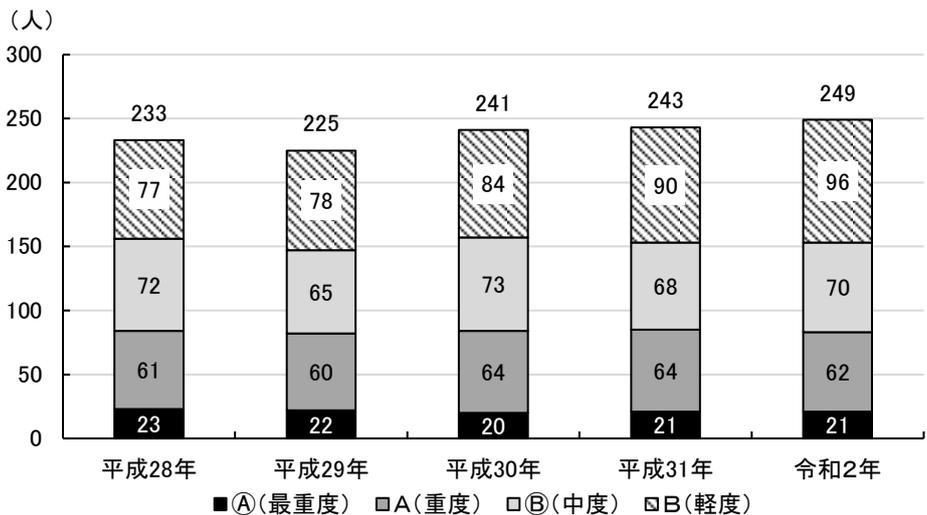


資料：福祉課（各年4月1日現在）

（3）療育手帳所持者の状況

等級別の療育手帳所持者数の推移を見ると、「B（軽度）」は増加傾向で推移しており、令和2年では96人となっています。「㉠（最重度）」は他の等級と比べて少なく、ほぼ横ばいで推移しています。

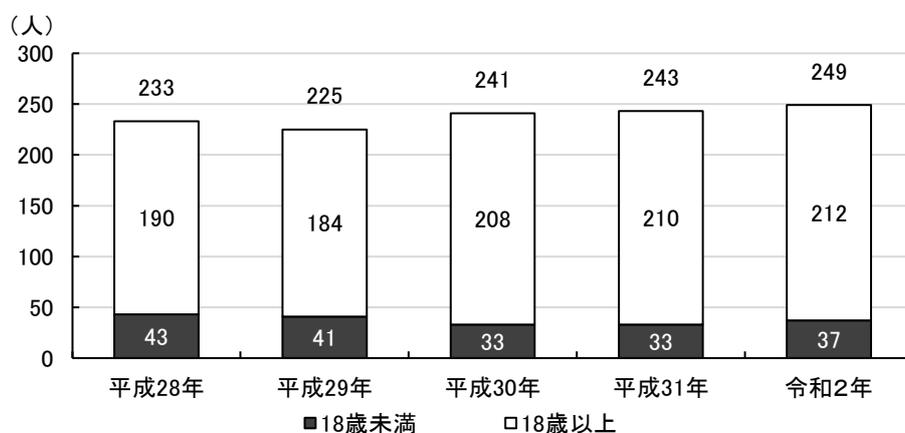
■療育手帳所持者数（等級別）の推移



資料：福祉課（各年4月1日現在）

年齢別の療育手帳所持者数の推移をみると、「18歳以上」が増加傾向で推移しており、令和2年では212人となっています。

■療育手帳所持者（年齢別）の推移

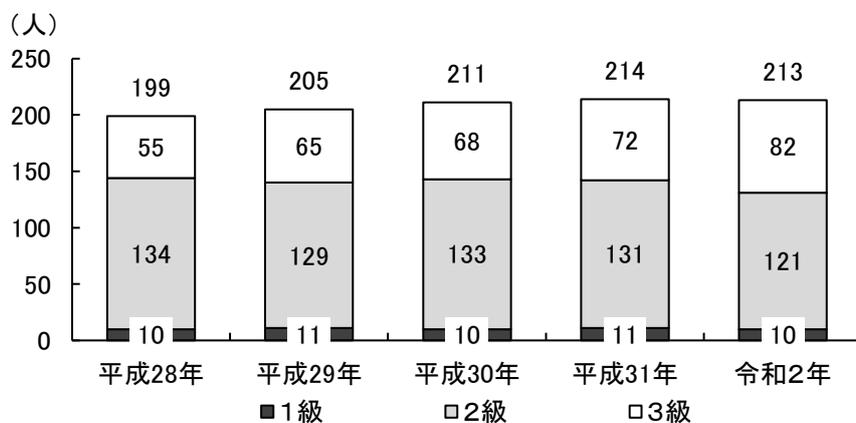


資料：福祉課（各年4月1日現在）

（4）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、「1級」は横ばい、「2級」は減少傾向で推移していますが、「3級」は増加傾向で推移しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

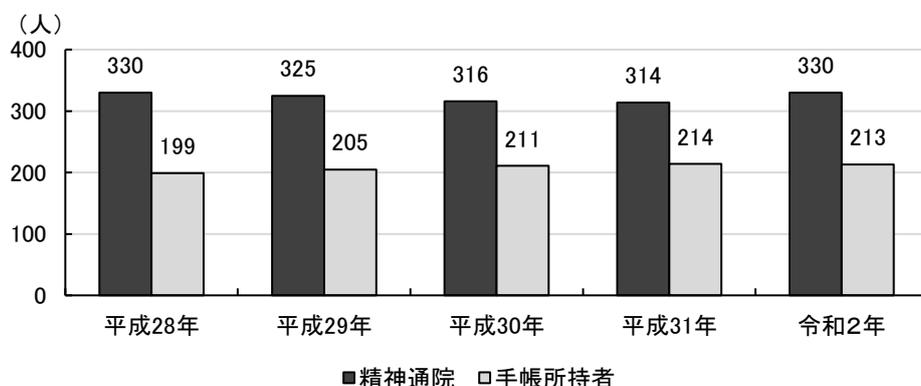


資料：福祉課（各年4月1日現在）

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、平成 29 年から平成 31 年にかけて減少傾向で推移していましたが、令和 2 年には増加し 330 人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数と比較すると、自立支援医療受給者数の方が多い状況となっています。

■ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

（5）発達障害または疑いのある児童の状況

町で把握している、発達障害の診断を受けたまたは疑いのある児童の状況は次の通りです。

■ 1 歳 6 か月児健康診査

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
健診対象児の人数	115 人	110 人	103 人
受診した幼児の人数	114 人 (99.1%)	108 人 (98.2%)	101 人 (98.1%)
精神発達精密検査対象児の人数	1 人 (0.9%)	1 人 (0.9%)	0 人 (0.0%)

資料：保健課（各年度 3 月末日現在）

■ 3 歳児健康診査

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
健診対象児の人数	117 人	117 人	117 人
受診した幼児の人数	111 人 (94.9%)	110 人 (94.0%)	112 人 (95.7%)
精神発達精密検査対象児の人数	7 人 (6.0%)	0 人 (0.0%)	1 人 (0.9%)

資料：保健課（各年度 3 月末日現在）

(6) 特別支援学級の状況

特別支援学級の児童生徒数は、小学校及び義務教育学校前期課程と中学校及び義務教育学校後期課程ともに年々増加傾向にあります。

■特別支援学級の設置状況

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
小学校・ 義務教育学校 前期課程	学校数	9 校	9 校	9 校	9 校
	設置校数	9 校	9 校	8 校	6 校
	学級数	18 級	16 級	15 級	13 級
	児童数	31 人	33 人	38 人	36 人
中学校・ 義務教育学校 後期課程	学校数	4 校	4 校	4 校	4 校
	設置校数	4 校	4 校	4 校	4 校
	学級数	5 級	6 級	6 級	7 級
	児童数	13 人	15 人	13 人	19 人

資料：学校教育課（各年度 5 月 1 日現在）

3 アンケート調査からみる状況

(1) アンケート調査概要

本町の障害者の日常生活の状況、障害福祉サービスの利用状況と今後の利用意向、障害福祉施策に関わる要望などについて把握し、計画策定のための基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

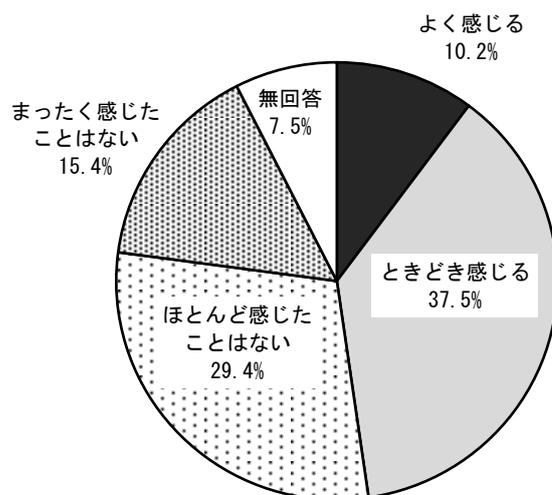
調査対象者	65歳未満の障害福祉サービス等利用者及び障害児サービス利用者、及び身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者並びに自立支援医療（精神通院）受給者
配布数	647件
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	令和2年8月21日～9月4日
調査票回収数	293件
調査票回収率	45.3%

(2) 障害への理解について

日常生活で差別や偏見、疎外感を感じた割合は「よく感じる」「ときどき感じる」を合わせて47.7%となっています。それらを感じた状況についてみると、「人間関係」「街角での人の視線」「仕事や収入」の順に割合が高くなっています。

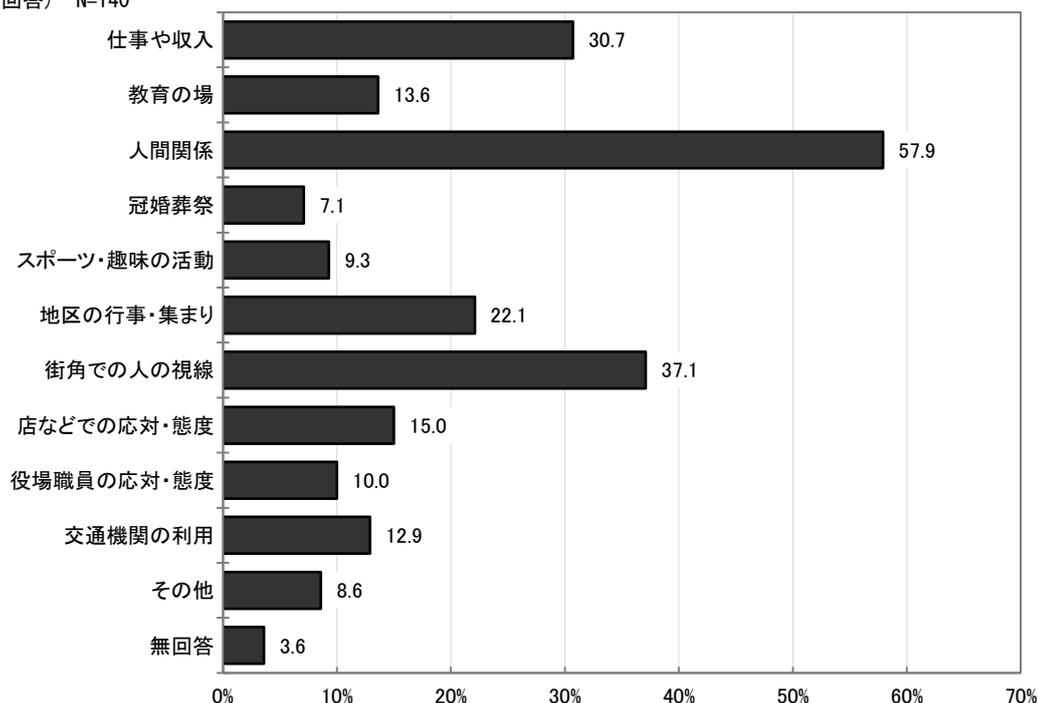
■日常生活において差別や偏見、疎外感を感じるときがあるか

(単回答) N=293



■差別や偏見、疎外感を感じた状況

(複数回答) N=140

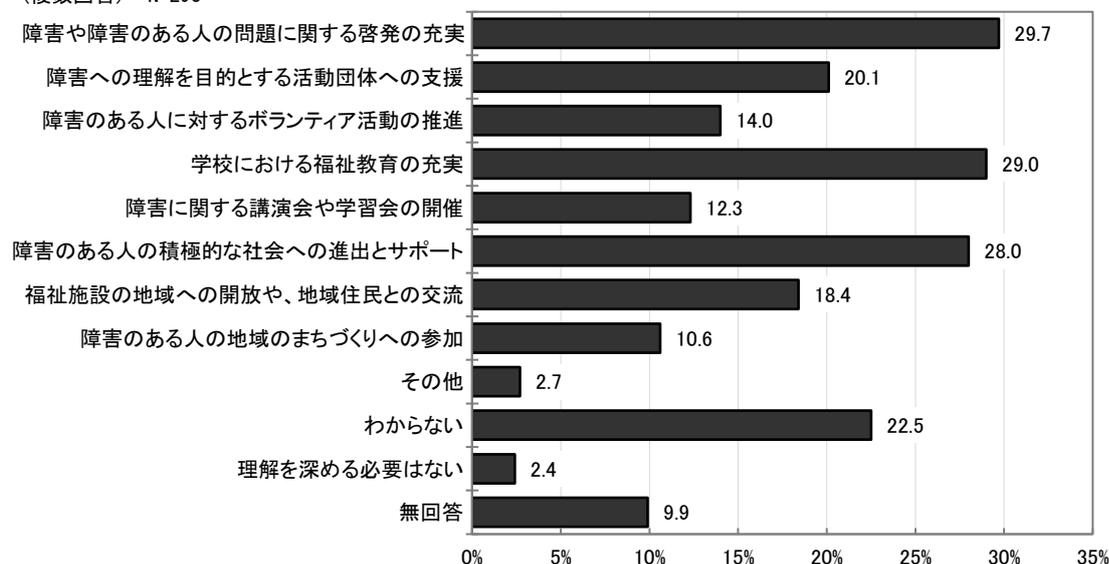


障害者への町民の理解を深めるために必要なことについては、「障害や障害者の問題に関する啓発の充実」「学校における福祉教育の充実」「障害者の積極的な社会への進出とサポート」の順で割合が高くなっています。

また、障害者の積極的な社会参加のために必要なこととして、「障害者が働ける場を増やす」「子どもの時から、学校などで障害児とのふれあいの機会を増やす」「電車やバスなどの移動手段や道路・歩道を整備し、外出しやすくする」の順で割合が高くなっています。

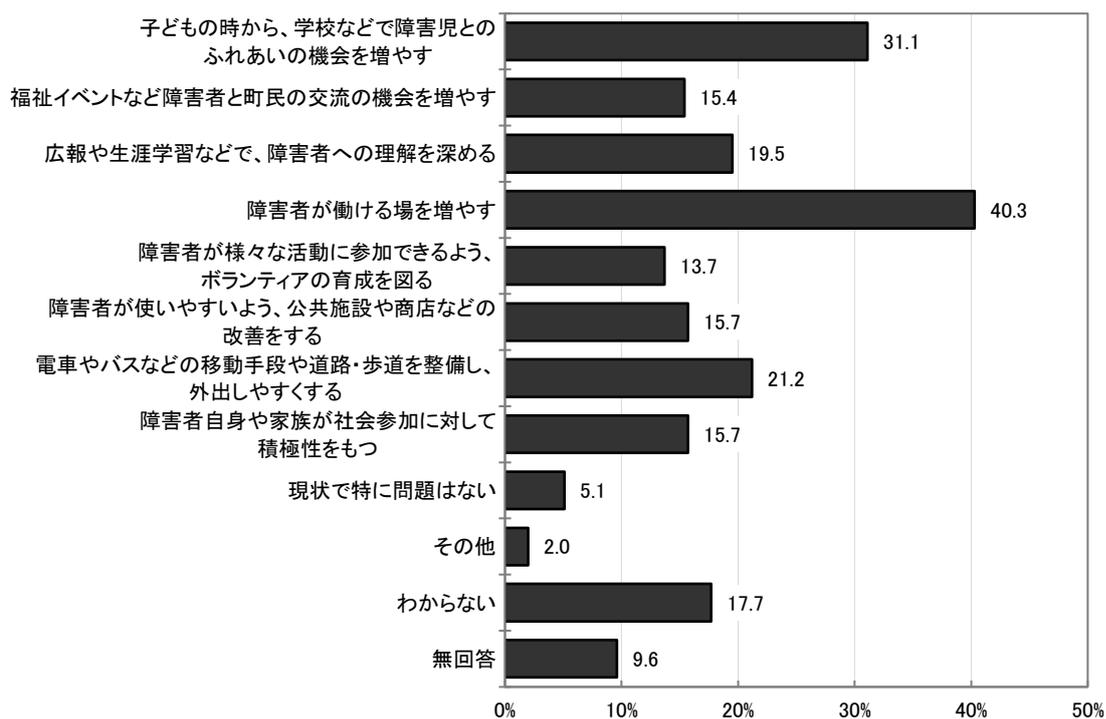
■障害者への町民の理解を深めるために必要なこと

(複数回答) N=293



■障害者の積極的な社会参加のために必要なこと

(複数回答) N=293



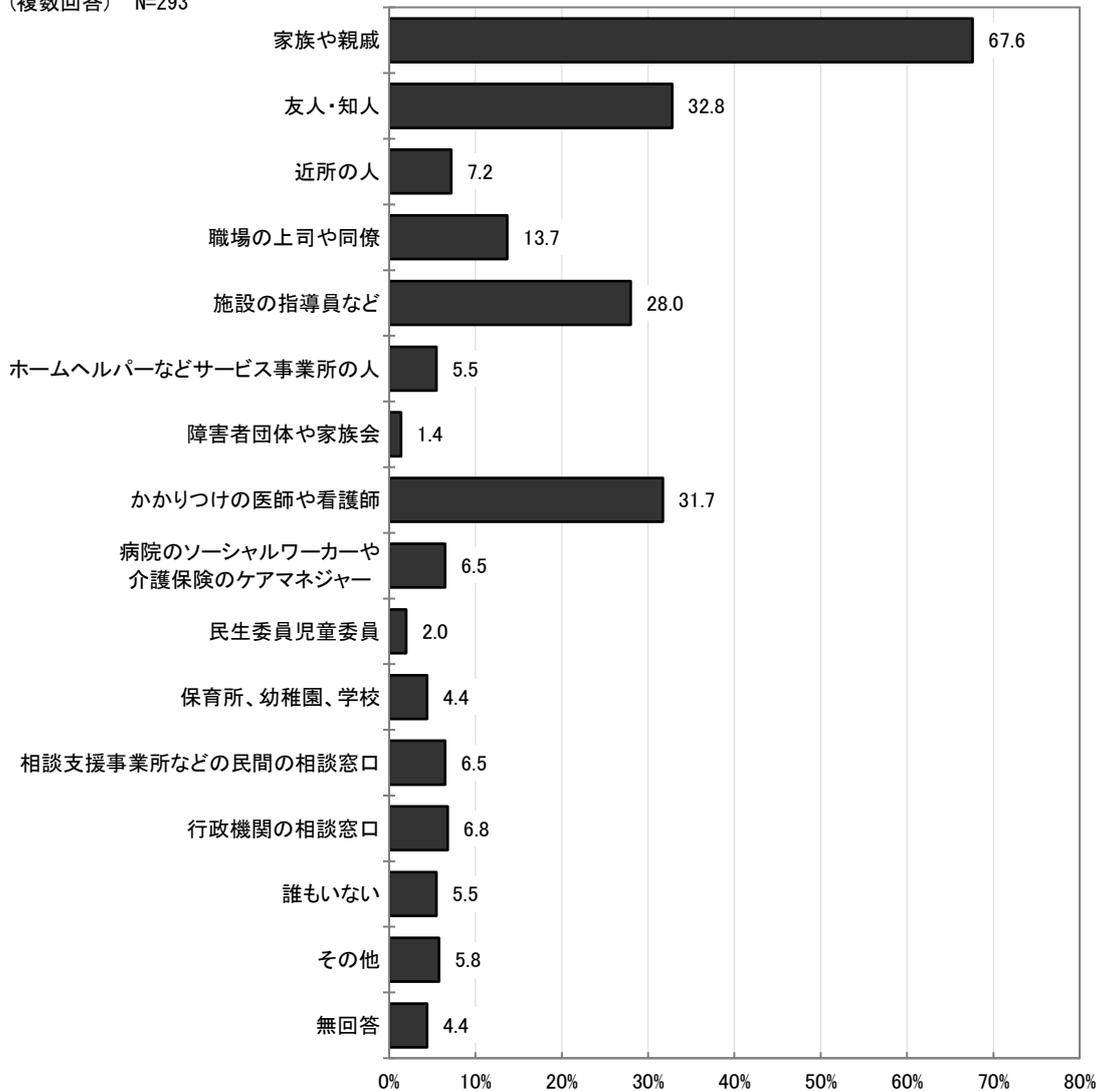
(3) 相談について

悩みや困ったことの相談相手をみると、「家族や親戚」「友人・知人」「かかりつけの医師や看護師」の順に割合が高くなっています。

また、相談相手が誰もいないと回答した割合は5.5%となっています。

■悩みや困ったことの相談相手

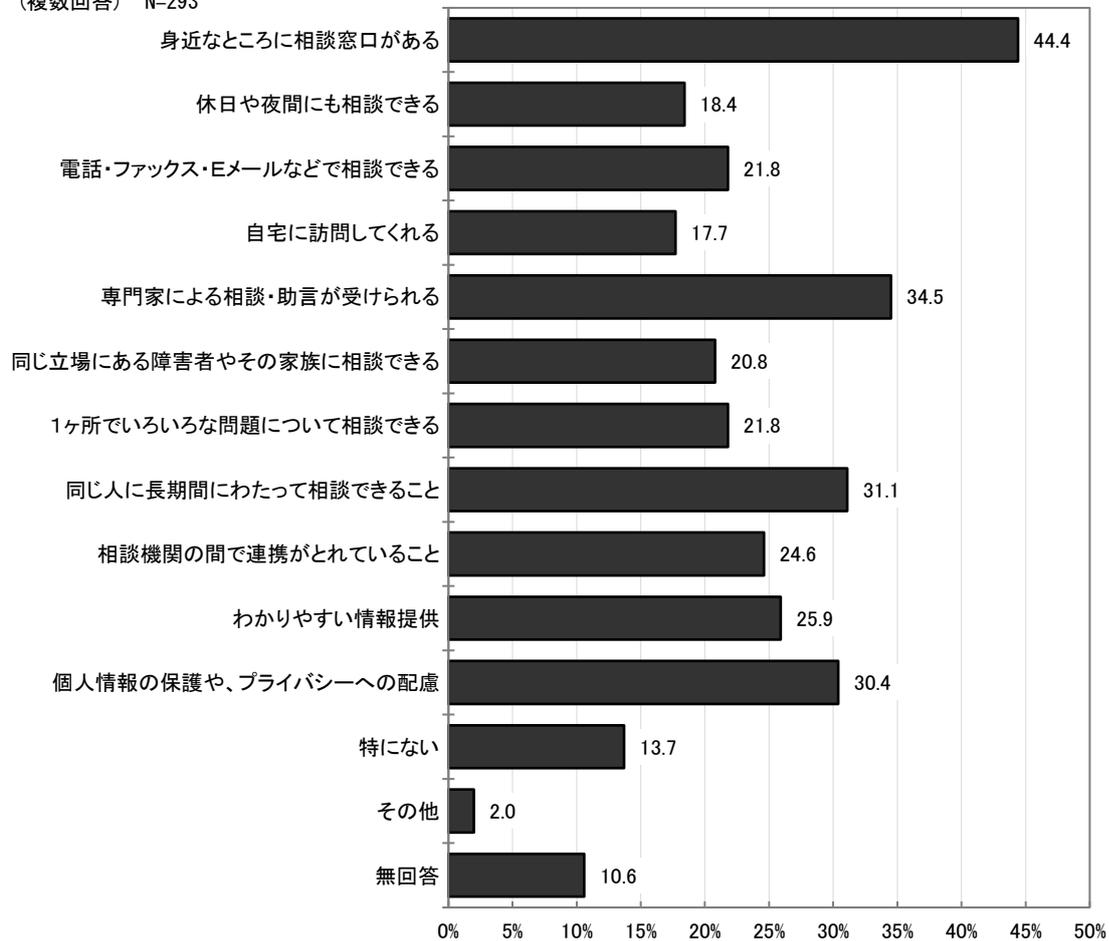
(複数回答) N=293



相談する時に必要だと思うことについて、「身近なところに相談窓口がある」「専門家による相談・助言が受けられる」「同じ人に長期間にわたって相談できること」の順に高くなっています。

■相談する時に必要だと思うこと

(複数回答) N=293



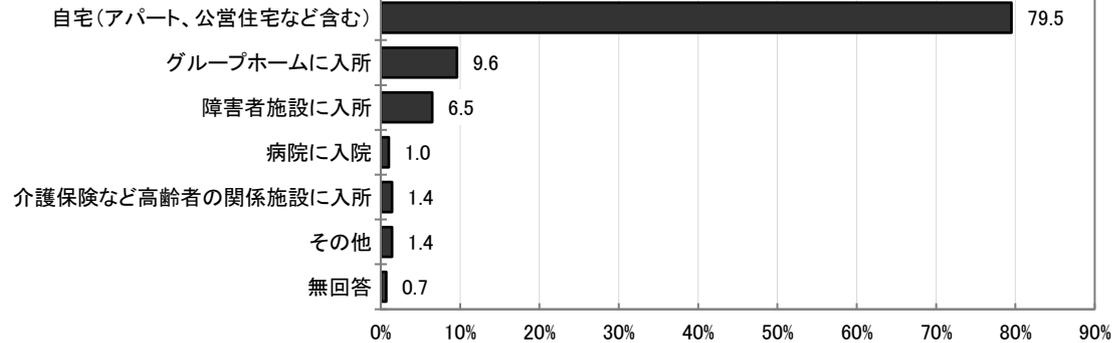
(4) 生活の場について

現在暮らしているところをみると、「自宅（アパート、公営住宅など含む）」が79.5%と大半を占めています。

また、障害者福祉施設や病院に入所・入院している方の今後の生活意向について、「家族と一緒に生活したい」「一般の住宅でひとり暮らしをしたい」を合わせて2割程度の人が、地域での暮らしを希望しています。

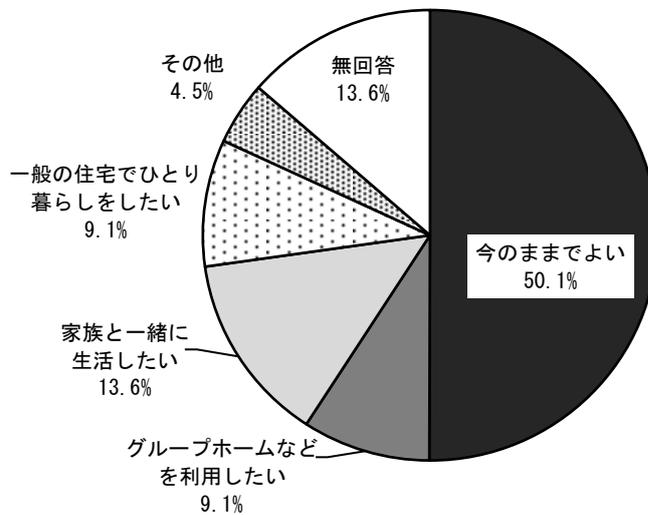
■現在暮らしているところ

(単回答) N=293



■障害者福祉施設や病院に入所・入院している人が将来、地域で生活したいと思うか

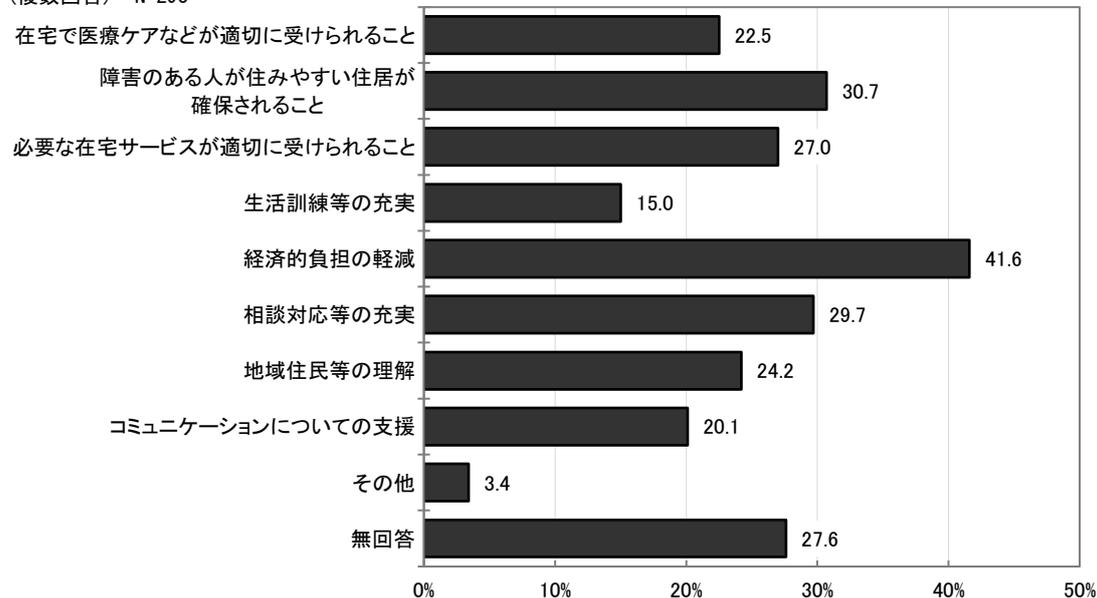
(単回答) N=22



障害者が地域で生活するための支援として「経済的負担の軽減」「障害者が住みやすい住居が確保されること」「相談対応等の充実」の順で割合が高くなっています。

■障害者が地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思うか

(複数回答) N=293

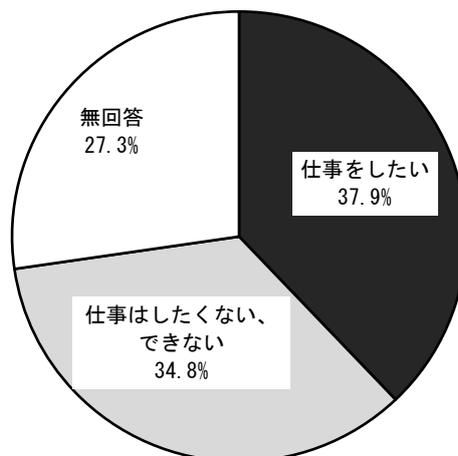


(5) 就労支援について【18歳以上対象】

現在就労をしていない人のうち、37.9%の人が「仕事をしたい」と回答しています。

■現在収入を得る仕事をしていない人が今後仕事をしたいと思うか

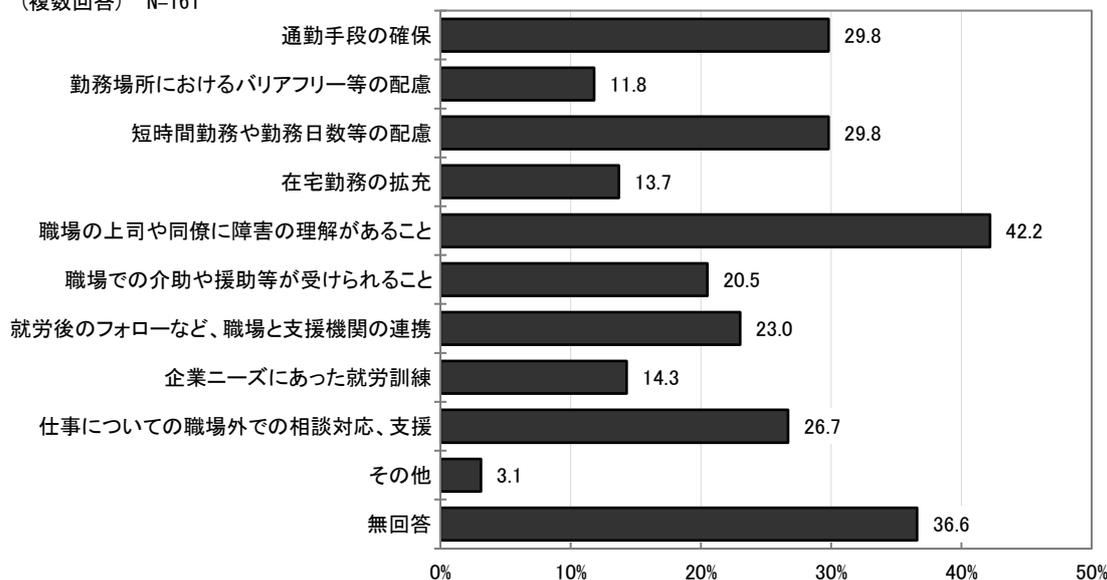
(単回答) N=161



また、就労支援で必要と思うものとして、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」「通勤手段の確保」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」の順で割合が高くなっています。

■就労支援で必要と思うもの

(複数回答) N=161

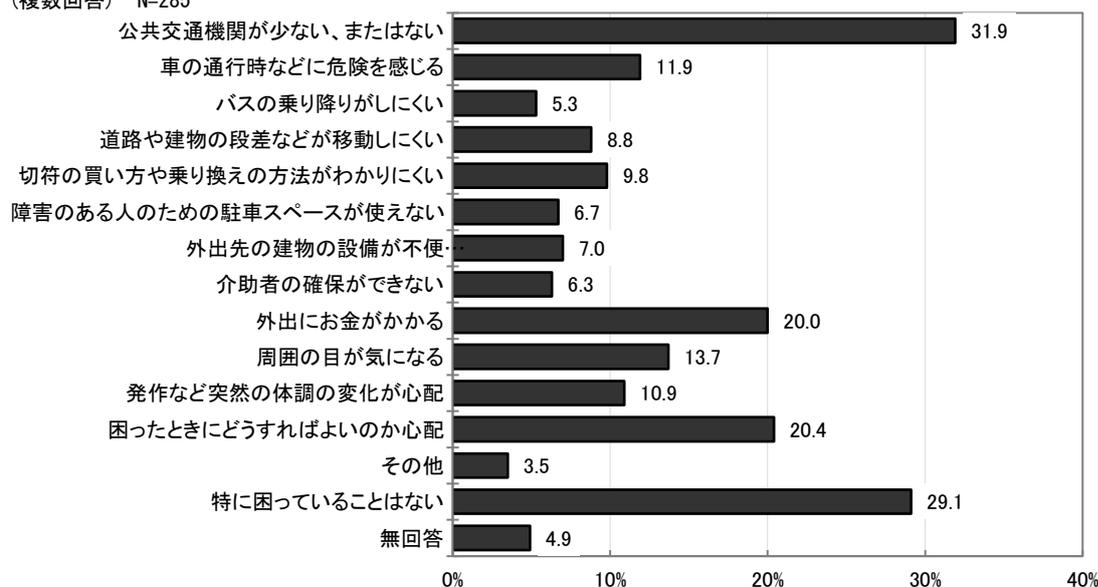


(6) 外出について

外出するときに困ることとして、「公共交通機関が少ない、またはない」「困ったときにどうすればよいのか心配」「外出にお金がかかる」の順に割合が高くなっています。

■外出するときに困ること

(複数回答) N=285

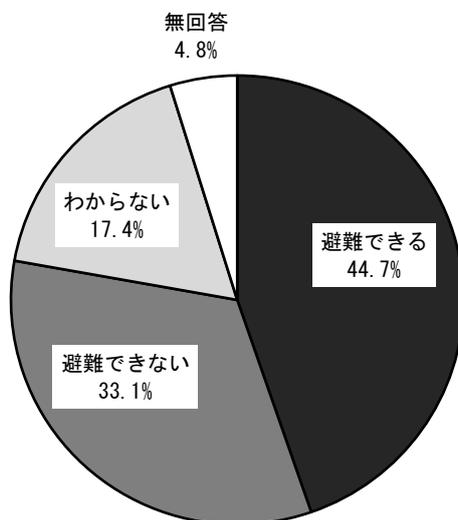


(7) 災害時対策について

災害時の避難についてみると、33.1%の人が災害時に一人で避難できないと回答しています。また、近所に助けてくれる人がいないと答えた割合は22.9%となっています。

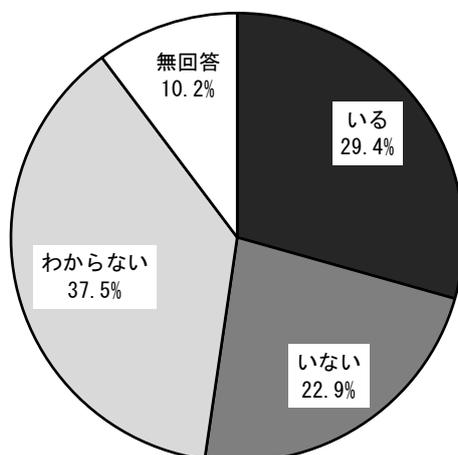
■ 火事や地震等の災害時にひとりで避難できるか

(単回答) N=293



■ 家族が不在であったり、ひとり暮らしである場合近所に助けてくれる人がいるか

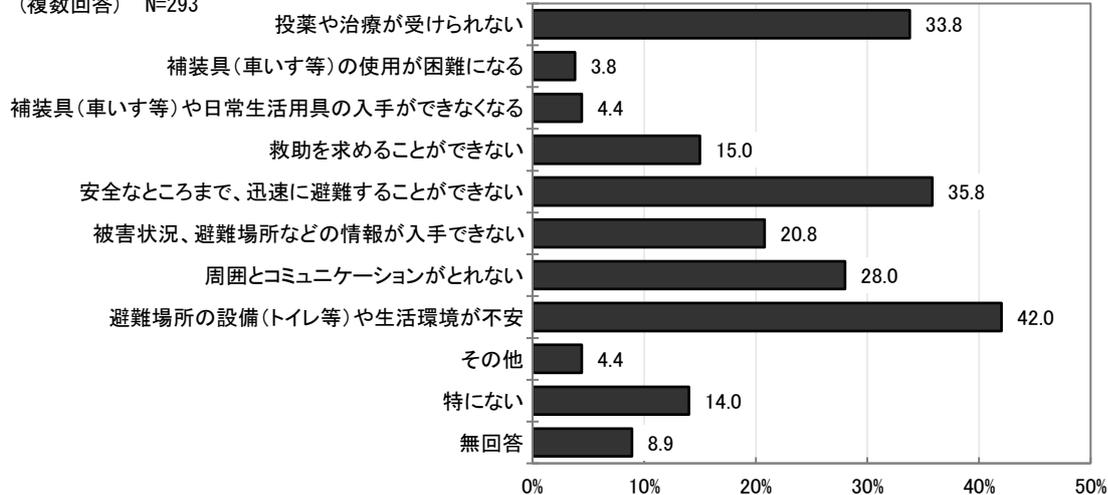
(単回答) N=293



災害時に困ることについてみると、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」「安全なところまで、迅速に避難することができない」「投薬や治療が受けられない」の順に割合が高くなっています。

■ 火事や地震等の災害時に困ること

(複数回答) N=293

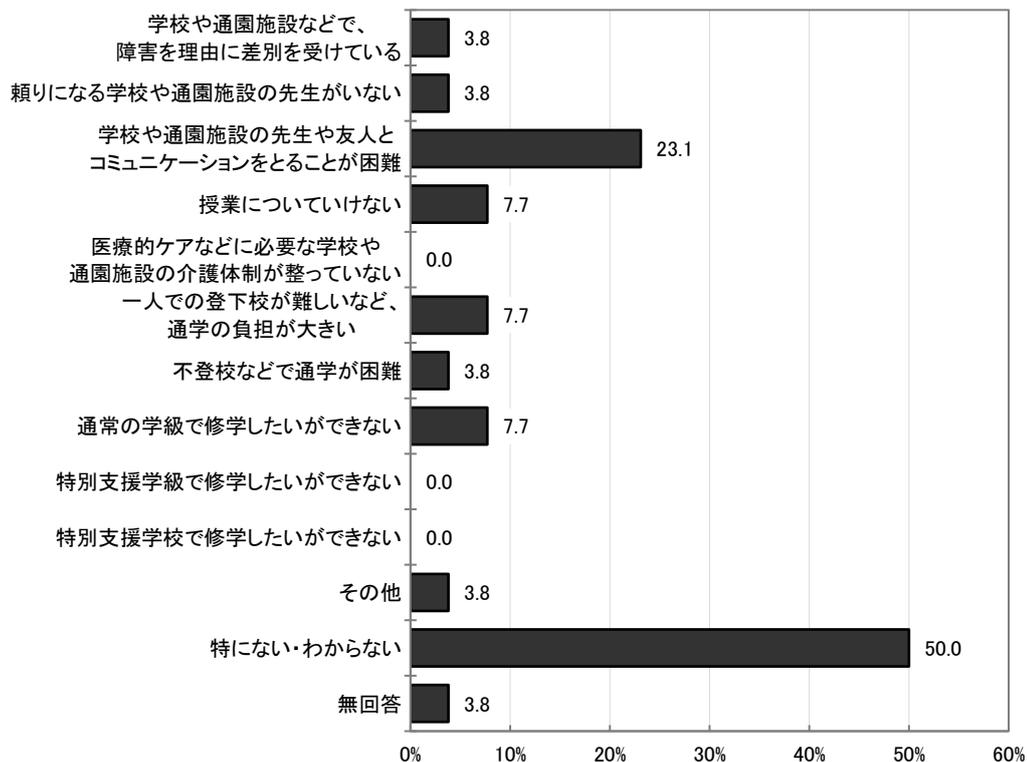


(8) 教育について【18歳未満対象】

学校や通園施設などで困っていることとして、「学校や通園施設の先生や友人とコミュニケーションをとることが困難」の割合が23.1%で最も高くなっています。

■ 学校や通園施設などで特に困っていること

(複数回答) N=26



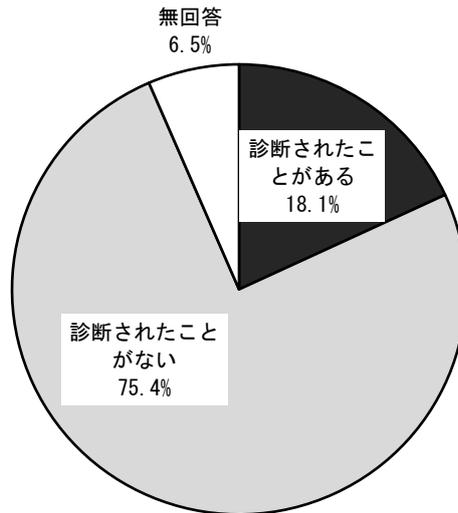
(9) 発達障害について

発達障害について、診断されたことのある人の割合は 18.1%となっています。

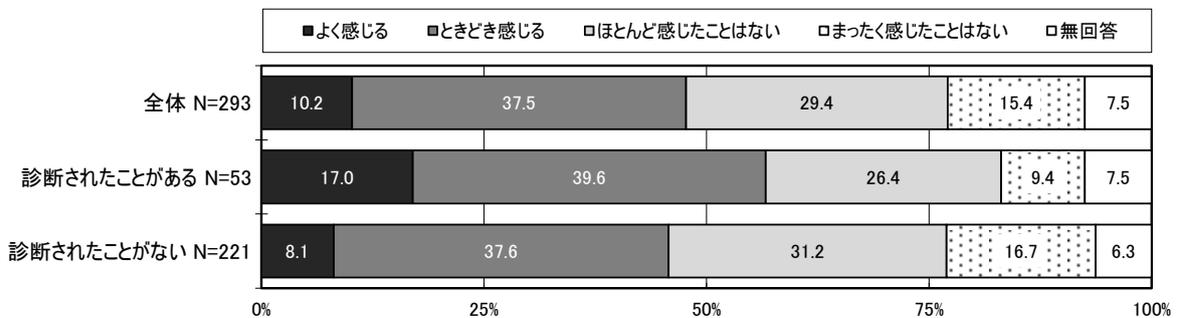
また、差別や疎外感を感じた経験について発達障害の診断の有無別にみると、診断されたことのある人はない人と比べて「よく感じる」「ときどき感じる」を合わせた割合が高くなっています。

■発達障害の診断の有無

(単回答) N=293



■発達障害の診断の有無と差別を感じた経験のクロス集計



4 北広島町内のサービス資源(施設・事業所等)

本町には、障害福祉サービス及び地域生活支援事業を提供するサービス資源として、次の施設や事業所があります。

■北広島町内の障害福祉サービス等の施設・事業所

名 称	サービス内容等	住 所
やまゆり短期入所生活介護事業所	短期入所	移原 6 3 5
障害者支援センターさあくる	就労継続支援B型・生活介護・ 日中一時支援	川小田 1 0 0 7 5 - 5
北広島町社協訪問介護事業所	居宅介護・重度訪問介護・ 行動援護・移動支援	大朝 2 5 1 3 - 1
「正寿園」短期入所生活介護事業所	短期入所・日中一時支援	壬生 9 0 1
あけぼの訪問介護事業所	居宅介護・重度訪問介護・ 移動支援	壬生 9 1 5 - 4
ホームきずな	共同生活援助	壬生 8 8 3
株式会社ハートランドひろしま	就労継続支援A型	川戸 3 4 1 3 - 2
ぴいぱふ	就労継続支援B型・生活介護	川西 7 - 1
きずな相談支援事業所	計画相談支援	壬生 8 8 3
相談支援事業所さとやま	計画相談支援・地域移行支援・ 地域定着支援	今田 3 8 6 0
ららぼーと千代田	放課後等デイサービス	丁保余原 1 5 0 3 - 3
カラフルピース	児童発達支援・ 放課後等デイサービス	有田 1 6 6 8 - 2
ゆりかご荘ホームヘルプセンター	居宅介護・重度訪問介護	阿坂 4 6 0 0
豊湯訪問介護事業所	居宅介護・移動支援	今吉田 4 9 6 - 1
太田川学園豊平作業所	就労継続支援B型	阿坂 1 2 3 3 2 - 1
太田川学園豊平ケアホーム	共同生活援助	都志見 1 2 6 2 9 - 2
太田川学園豊平グリーンハイツ	施設入所	都志見 1 2 6 2 9 - 6

(令和2年12月1日現在)

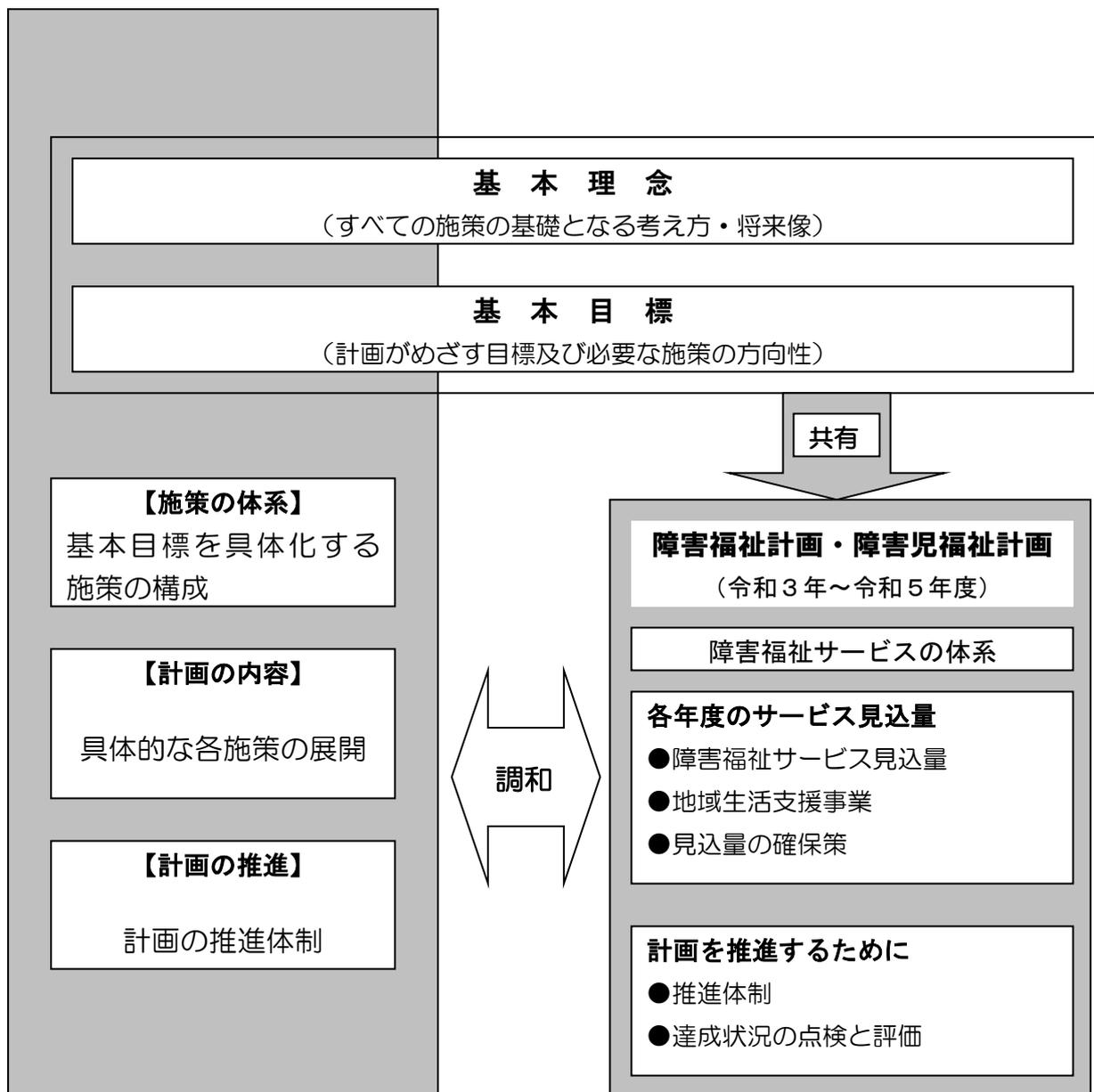


第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の構成

本計画は、障害者に対する総合施策を示す計画であり、指定障害福祉サービスや地域生活支援事業の実施計画である障害福祉計画・障害児福祉計画の領域も包含するものと位置づけます。

このため、計画の基本理念、基本的視点、基本目標は、本町の障害者福祉における共通の考え方として、障害福祉計画・障害児福祉計画でも踏襲することとします。



2 計画の基本理念

障害者一人ひとりが住みなれた地域で自分らしく暮らしていくためには、様々な制度や福祉サービスなどの必要な支援の充実はもちろん、障害のあるなしに関わらず、すべての人が能力に応じて補い合い、支え合う地域社会の構築が求められています。

本計画では、乳幼児期から高齢期に至るすべてのライフステージにおいて必要な支援を受けながら「安心でき、自信が持て、選択の自由がある」と感じられるまちをめざし、基本理念（将来像）を「だれもが自分らしく ともに安心して暮らせるまち」とします。

また、基本理念の実現にあたっては、障害者施策の基本となる「インクルーシブ」と「ノーマライゼーション」、また、「ユニバーサルデザイン」の考え方を踏まえながら総合的な施策推進を図ります。

基本理念（将来像）

だれもが自分らしく
ともに安心して暮らせるまち

障害者施策の基本となる考え方

インクルーシブ

「包み込む」という意味で、「包容する」「包摂する」「包含する」などと訳される。1980年代以降、アメリカの障害児教育で注目された考え方で、障害のあるなしにかかわらず、一人ひとりが社会に受け入れられ、支援を受けられること。

ノーマライゼーション

障害者が障害のない人と同様の生活・権利などが保障されるように、環境整備を進めること。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など、人々にある様々な特性や違いを越えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、まちづくりやものづくりを行っていかこうとする考え方。バリアフリーは現にあるバリア（障壁）を取り除くという発想で、ユニバーサルデザインは最初からだれにとってもバリアのない社会をめざしていくというもの。

3 基本目標

計画の将来像を実現するための施策を推進するにあたり、分野ごとの基本目標を設定します。

基本目標1 地域における生活支援体制の充実

住みなれた地域で安心して暮らせるための情報を発信するとともに、本人やその家族の不安を少しでも取り除き、サービス利用へつながる相談支援体制の充実を図ります。

また、すべての人の人権が尊重され、だれもが同じ社会で幸福に暮らす権利が保障されていますが、未だに障害や障害者を特別な存在として見てしまう意識が少なくありません。

いろいろな人がいて共に生きることが「あたりまえ」である社会の実現に向け、広報・啓発活動を推進します。

基本目標2 暮らしの支援

障害者一人ひとりが、自立しながら社会生活を営むことができるように、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた保健、医療、福祉サービスの充実を図るとともに、保護者の子育て不安の解消と子どもの発達段階に応じた支援体制の充実を図ります。

基本目標3 就労・地域活動の支援

障害者が自立して社会参加をしながら生活の安定を図るためには、就労支援が重要な柱となります。引き続き就労支援を行うとともに雇用の促進に努めます。

また、生きがいや豊かな生活のため、スポーツやレクリエーションなどの様々な活動機会の場を提供します。

基本目標4 安心・安全のまちづくり

地域で安心して暮らしていくため、住まいや移動、情報のバリアなど生活の中にある「壁」を取り除くことにより、障害者はもちろんすべての人が暮らしやすいまちづくりをめざします。

また、災害など緊急時に一人では避難することが困難な人を支援する体制を整備するとともに、災害から障害者を守る地域の仕組みづくりを推進します。

第4章 障害者福祉計画

1 施策の体系

第3期障害者福祉計画における施策体系は以下の通りです。

基本目標	基本方針	基本施策							
<p>だれもが自分らしくともに安心して暮らせるまち</p>	基本目標1 地域における生活支援体制の充実	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>知る《情報提供の充実》 ◇情報内容、提供体制の充実</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>相談する《相談支援の充実》 ◇重層的支援体制の整備 ◇相談支援体制の充実 ◇地域での相談機能強化</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>理解を深める《広報・啓発活動の充実》 ◇広報・啓発活動の充実</td> </tr> </table>	1	知る《情報提供の充実》 ◇情報内容、提供体制の充実	2	相談する《相談支援の充実》 ◇重層的支援体制の整備 ◇相談支援体制の充実 ◇地域での相談機能強化	3	理解を深める《広報・啓発活動の充実》 ◇広報・啓発活動の充実	
	1	知る《情報提供の充実》 ◇情報内容、提供体制の充実							
	2	相談する《相談支援の充実》 ◇重層的支援体制の整備 ◇相談支援体制の充実 ◇地域での相談機能強化							
	3	理解を深める《広報・啓発活動の充実》 ◇広報・啓発活動の充実							
基本目標2 暮らしの支援	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>すこやかに生きる《保健・医療体制の充実》 ◇疾病の予防・早期治療 ◇精神保健対策の充実 ◇発達障害者・家族への支援 ◇医療費助成制度 ◇アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策の推進</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>生活する・利用する《福祉サービスの利用》 ◇福祉サービスの充実 ◇権利擁護の推進 ◇虐待防止対策の推進 ◇経済的支援の充実</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>住む《多様な住まいの支援》 ◇多様な住まいの支援 ◇住宅改修支援</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>学ぶ《保育・療育・教育における支援》 ◇保育・療育支援 ◇特別支援教育等の推進 ◇放課後における支援</td> </tr> </table>	1	すこやかに生きる《保健・医療体制の充実》 ◇疾病の予防・早期治療 ◇精神保健対策の充実 ◇発達障害者・家族への支援 ◇医療費助成制度 ◇アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策の推進	2	生活する・利用する《福祉サービスの利用》 ◇福祉サービスの充実 ◇権利擁護の推進 ◇虐待防止対策の推進 ◇経済的支援の充実	3	住む《多様な住まいの支援》 ◇多様な住まいの支援 ◇住宅改修支援	4	学ぶ《保育・療育・教育における支援》 ◇保育・療育支援 ◇特別支援教育等の推進 ◇放課後における支援
1	すこやかに生きる《保健・医療体制の充実》 ◇疾病の予防・早期治療 ◇精神保健対策の充実 ◇発達障害者・家族への支援 ◇医療費助成制度 ◇アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策の推進								
2	生活する・利用する《福祉サービスの利用》 ◇福祉サービスの充実 ◇権利擁護の推進 ◇虐待防止対策の推進 ◇経済的支援の充実								
3	住む《多様な住まいの支援》 ◇多様な住まいの支援 ◇住宅改修支援								
4	学ぶ《保育・療育・教育における支援》 ◇保育・療育支援 ◇特別支援教育等の推進 ◇放課後における支援								
基本目標3 就労・地域活動の支援	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>働く《就労に向けての支援》 ◇就労支援の充実 ◇福祉的就労機会の充実 ◇雇用促進</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>ふれあう・楽しむ《地域活動の支援》 ◇生涯学習・スポーツ活動等の推進 ◇障害者の文化芸術活動の推進 ◇視覚障害者の読書環境の整備 ◇関係団体等の活動支援</td> </tr> </table>	1	働く《就労に向けての支援》 ◇就労支援の充実 ◇福祉的就労機会の充実 ◇雇用促進	2	ふれあう・楽しむ《地域活動の支援》 ◇生涯学習・スポーツ活動等の推進 ◇障害者の文化芸術活動の推進 ◇視覚障害者の読書環境の整備 ◇関係団体等の活動支援				
1	働く《就労に向けての支援》 ◇就労支援の充実 ◇福祉的就労機会の充実 ◇雇用促進								
2	ふれあう・楽しむ《地域活動の支援》 ◇生涯学習・スポーツ活動等の推進 ◇障害者の文化芸術活動の推進 ◇視覚障害者の読書環境の整備 ◇関係団体等の活動支援								
基本目標4 安心・安全のまちづくり	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>安心して暮らす《快適な暮らしの支援》 ◇外出・移動の支援 ◇人にやさしい公共空間 ◇防犯、災害時支援体制の整備 ◇感染症対策の推進</td> </tr> </table>	1	安心して暮らす《快適な暮らしの支援》 ◇外出・移動の支援 ◇人にやさしい公共空間 ◇防犯、災害時支援体制の整備 ◇感染症対策の推進						
1	安心して暮らす《快適な暮らしの支援》 ◇外出・移動の支援 ◇人にやさしい公共空間 ◇防犯、災害時支援体制の整備 ◇感染症対策の推進								

2 具体的な施策の展開

(1) 地域における生活支援体制の充実

I. 知る《情報提供の充実》

□■□ 基本的な方向性 □■□

必要なときに、必要な情報を入手できる、情報提供体制の充実

現状と課題

アンケート調査をみると、新聞・雑誌・テレビ・ラジオや、事業所や施設の職員、家族や親戚、友人・知人から、福祉サービス等の情報を入手している方が多くなっています。

本町では「広報きたひろしま」による障害福祉サービス等の情報提供をはじめ、ケーブルテレビのコミュニティ放送等の広報媒体を活用した広報・啓発に取り組んでいます。また、視覚障害や聴覚障害など、それぞれの障害の特性に応じた方法での情報提供が求められている中で、音声読み上げ装置を役場本庁、各支所に設置したほか、声の広報等発行事業の推進など、障害者に配慮した情報提供を進めています。

また、情報提供の内容については、障害者団体の活動内容や町内サービス事業所のサービス内容など、障害者の地域生活を支援する情報発信に取り組んでいくことが大切です。

これからの取り組み

① ケーブルテレビ等広報媒体の活用と情報内容の充実

- 「広報きたひろしま」による情報提供の充実を図るとともに、ケーブルテレビ等のコミュニティ放送等を活用して行事の周知や暮らしに役立つ情報を発信します。
- ホームページ等は見やすい画面表示、文字拡大機能など障害者に配慮した機能を充実していくとともに、障害福祉サービスの詳細や手続きの順序などの情報掲載に取り組みます。
- 新しい情報や周知事項に関して、最新の情報を得られるよう、随時ホームページ等の更新を行います。
- 広報掲載や回覧文書については継続して活用し、インターネット環境以外の広報も積極的に行っていきます。

② 障害に配慮した情報提供の充実

- 役場本庁・支所等に配置している音声読み上げ装置の利用拡大に努めます。

③ 福祉サービスにかかわる情報提供の充実

- 障害者総合支援法や児童福祉法に基づいて実施される指定障害福祉サービス、地域生活支援事業及び町単独で実施する福祉サービスなどの内容や、利用にあたっての手続き等について、積極的に情報提供を行っていきます。
- 本町の障害福祉サービス等を掲載した「北広島町障害福祉サービスガイド」を引き続き配布し、最新のサービス内容や手続き等の情報提供を行うことでサービス利用につなげます。

④ 障害者団体やサービス事業者等による情報発信の支援

- 行政からの情報だけでなく、障害者団体の活動内容や町内サービス事業所のサービス内容など、必要に応じて情報発信ができるよう支援していきます。

⑤ 声の広報等発行事業

- 広報きたひろしま・議会だより等を音訳した電子媒体を作成し、視覚障害者に配布します。（委託：北広島町社会福祉協議会、制作：朗読・音読ボランティアひびき）
- 利用していない対象者への利用促進を図るため、引き続き広報及び周知を行います。

⑥ 意思疎通支援事業（手話通訳者の派遣、要約筆記者の派遣）

- 広島県手話通訳派遣委員会から手話通訳・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの円滑化を図ります。

Ⅱ. 相談する〈相談支援の充実〉

□■□ 基本的な方向性 □■□

生活の中で困っていること、不安に感じていることを気軽に相談できる場、
障害に応じたサービスの利用につながる身近で専門的な相談体制の構築

現状と課題

アンケート調査結果をみると、家族や友人・知人、かかりつけの医師・看護師を相談相手
にしている方が多く、行政機関や相談支援事業所の相談窓口で相談している方は少なくなっ
ています。一方で、サービスの利用意向をみると、相談支援の割合が高くなっています。

また、近年の相談内容は多様化・複雑化しており、今後は既存の仕組みでは対応が困難な
事例も発生するおそれがあります。こうした複合的な支援ニーズに対応するため、様々な関
係機関と連携を図りながら、必要な支援やサービス利用へとつなげられる包括的な支援体制
を構築していくことが求められています。

本町では、障害者が地域で安心して生活するうえで必要なサービスや支援を受けられるよ
う相談対応に取り組むとともに、北広島町地域自立支援協議会を中心に総合的な障害福祉施
策の推進に向けて連携・協議を進めています。

これからの取り組み

① 重層的支援体制の整備

- 相談員や民生委員児童委員、町の相談窓口など様々な関係機関が連携し、介護や経済
的負担等の障害に付随する課題について、包括的に支援できる体制の整備に努めます。
- 相談者の抱える複合的な課題への支援について、北広島町地域自立支援協議会等を活
用し支援のあり方を検討します。

② 相談体制の充実

- だれもが訪れやすく気軽に相談できるよう、職員の資質の向上に努めるとともに、保
健・医療・福祉など必要とするサービス等へつながるよう、総合的な相談体制の充実に
努めます。
- 行政機関、事業所、社会福祉協議会、保健所、特別支援学校、病院などの相談機関との
連携により、一人ひとりのケースに応じた専門的な相談が受けられるよう体制の整備
を図ります。
- 特定相談支援事業所において、サービス等利用計画の作成及び定期的なモニタリング
を行うために必要な助言及び指導を行います。
- 障害者本人だけでなく、本人の身近な相談相手などからの相談にも応じ、より必要な
サービスや支援につなげます。

③ 地域における相談機能の強化

- 身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員児童委員との連携により、行政と相談者のつながりを深め、身近で相談しやすい体制をつくります。
- 身近な地域で相談活動を行っている身体障害者相談員、知的障害者相談員の活動の周知に努めるとともに、各相談員等関係者に対する研修等の機会の提供に努めます。

④ 北広島町地域自立支援協議会の機能強化

- 北広島町地域自立支援協議会を中心に、障害者支援に携わる福祉・保健・医療・雇用・教育等の関係者のネットワーク構築に取り組みるとともに、障害福祉施策を推進していくうえでの地域課題や施策展開について協議・検討を図ります。
- 相談支援事業の運営評価や困難事例への対応のあり方に関する意見交換等を行う場づくりや、相談体制の機能向上に向けた研修会等の開催に取り組みます。

⑤ 各種相談業務の充実

- 多様化している相談やニーズに適切な対応ができるよう、研修を実施するなど、相談員等のスキルアップを図ります。

■町の相談業務の充実【関係各課】

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ・ 障害者の相談全般【福祉課】 | ・ 年金相談【町民課】 |
| ・ 人権相談【町民課】 | ・ 消費生活相談【町民課】 |
| ・ 求人情報センター【まちづくり推進課】 | ・ 教育相談【教育委員会】 |
| ・ 病気や健康づくり相談【保健課】 | ・ 介護保険・高齢者の相談【保健課】 |
| ・ 育児・療育相談【保健課】 | |

Ⅲ. 理解を深める《広報・啓発活動の充実》

□■□ 基本的な方向性 □■□

心のバリアフリーを推進し、障害者はもちろん、
すべての人が暮らしやすい地域環境づくり

現状と課題

アンケート調査をみると、「よく感じる」「ときどき感じる」を合わせて半数近くの方が差別や偏見、疎外感を経験しています。障害に対する地域住民のより一層の理解が求められています。

住みなれた地域で、安心して暮らしていくためには、住民が障害について正しい理解を持つこと、地域での支え合いの仕組みがしっかりとできていることが必要です。

本町では、障害に関する講演会の実施や広報誌等を活用した周知・啓発など、障害の特性や障害者への理解の促進に取り組んでいます。また、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の育成支援を進めていますが、多様なニーズに対応したボランティア活動の実施に向けた取り組みが必要です。

今後も障害に対する正しい理解をより一層深め、ノーマライゼーションの理念を地域社会全体に浸透させていくため、様々な機会や情報媒体を活用して啓発・広報活動をさらに推進していくとともに、学校教育や町民向けの講座など、生涯学習を通して町民への福祉教育を推進することが求められています。

これからの取り組み

① 啓発・広報の充実

- 障害や障害者に対する差別や偏見をなくすため、人権課題や町民ニーズを的確に把握し、効果的な啓発事業を実施することで正しい理解と認識を深め、ノーマライゼーションの理念の普及・浸透を図ります。
- 「障害者雇用支援月間、発達障害福祉月間（9月）」、「障害者週間（12月3日～9日）」等の機会に広報紙や町ホームページなどにより、効果的な啓発・広報活動を行います。
- 障害に対する正しい理解や虐待及び差別をなくすための講演会や研修会などを通して、町民に対する障害者福祉への理解を促進していきます。

② 福祉教育の推進

- 子どものころから障害に関する理解や福祉に対する理解を深めるため、小・中学校において福祉教育を積極的に推進します。

③ ボランティアの育成支援

- 障害者の地域生活や社会参加には、個人や団体による福祉ボランティアが大きな力となります。現在、町内では視覚障害の人へ電子媒体の配布等を行う「朗読・音読ボランティアひびき」の活動があります。

しかし、町内全体では障害者支援のボランティア活動は少ない状況であるため、北広島町社会福祉協議会と連携し、より多くの人々が様々な形での参加や、色々な分野の支援ができるボランティア活動の機会をつくるための支援充実を図ります。

(2) 暮らしの支援

I. すこやかに生きる《保健・医療体制の充実》

□■□ 基本的な方向性 □■□

疾病等の予防と早期発見、障害者の健康管理などを進めるための保健・医療体制の充実

現状と課題

保健や医療は、障害者の生活にとって欠かせない生活基盤の一つです。疾病の予防と早期発見、早期・継続的治療へと円滑につながられる体制づくりに取り組むとともに、高齢化等に伴う障害の重度化・重複化の予防を推進していくことが大切です。

本町では、北広島町健康増進計画「まめマメきたひろしま」に基づき、乳幼児健診などの母子保健事業、総合健診などの成人保健、心の健康事業などの予防支援に努めており、心身の健康づくりに対する町民の意識を高める取り組みを進めています。

精神保健対策については、医療機関や保健所等と連携のもと、相談支援の充実に取り組んでいます。今後は引きこもりをはじめ、アルコールやギャンブル、薬物などの依存症についても、様々な事例に応じた個別の支援の充実に努めます。

発達障害への取り組みとしては、乳幼児健診や育児相談の実施により、早期の相談に対応しているほか、今後は地域生活支援事業として発達障害者本人及び家族に対する支援を新たに実施します。また、引き続き広島県発達障害者支援センターと連携し、本人や家族の意向にあわせた支援を行っていくことが必要です。

これからの取り組み

① 疾病の予防・早期発見と治療

- 疾病の予防と早期発見のため、未受診者への受診勧奨に取り組むなど、受診率の向上に取り組めます。
- 健診後は必要に応じて保健師や栄養士などが保健指導を行い、受診後のフォロー体制の充実に努め早期治療へつなげていきます。
- 障害者の健康の保持増進を図るため、健康診査などを受診しやすいよう環境づくりに努めます。
- 広域的な医療機関との連携を図り、疾病や障害の状態に応じて医療・リハビリテーションの確保に努めます。
- 基本健診、がん検診については、年間を通じて受診できる体制の維持に努めます。

② 北広島町健康増進計画「まめマメきたひろしま」に基づく健康づくりの推進

- 北広島町健康増進計画「まめマメきたひろしま」に基づき、乳幼児から高齢者まで町民一人ひとりの心と体の健康づくりを推進します。

■北広島町の保健サービス

対策別	課題・目的	事業名
母子保健	妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦健診 ・妊婦教室 ・育児相談 ・産後ケア事業 ・妊婦等歯科検診 ・新生児・乳幼児家庭訪問 ・母子健康手帳交付 ・産前産後ヘルパー等派遣事業
	病気の予防、早期発見・早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ・産婦検診 ・ことばの相談会 ・母子保健推進員活動 ・乳幼児健診 ・新生児聴覚検査
健康づくり	生活習慣病予防 元気づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診 (集団健診、人間ドック検診、医療機関健診) ・特定健診 ・特定保健指導 ・元気づくり推進事業 ・歯周疾患健診 ・健診結果説明会 ・重症化予防事業
心の健康づくり	うつ予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会 ・ゲートキーパー養成講座
	精神障害者・家族支援	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会 ・家庭訪問 ・家族会支援

③ 精神保健対策の充実

- 精神障害者やその家族が安心して地域で生活できるよう、福祉、医療、地域等の関係者と連携を取りながら相談支援体制の充実を図ります。
- 家族の不安の解消や情報交換の場として、家族会など関係団体の活動を引き続き支援していきます。
- 精神疾患について、若年層を対象とした講座の開催や、ケーブルテレビ等や広報誌を通じて周知・啓発を行います。

④ 難病患者への支援

- 難病患者の障害福祉サービス利用者は少ない状況ですが、支援の必要な方が利用できるよう、広報誌などの媒体を活用し積極的に周知・広報を行います。
- 難病患者に対する通院費補助や日常生活用具等の助成制度について、様々な媒体を活用して周知の拡大を図ります。
- 県や庁内関係課等と連携し相談支援体制の充実を図るなど、難病患者と家族が安心して暮らすことのできる環境の整備に努めます。

⑤ 発達障害者・家族への支援

- 早い時期から障害について周囲の理解が得られ、能力を伸ばすため関係機関と連携を図り、発達障害の診療に必要なアセスメントや保護者等へのカウンセリング等を実施し、医療機関へつなぐことで診療の円滑化を図っていきます。
- 今後も引き続き、本人や家族が、気軽に相談できる体制づくりや発達障害者支援センター等と連携した適切な支援を行います。
- 成人の発達障害についても、関係課や事業所等と連携して本人と支援者が関わる機会を確保し、相談を通じ受診勧奨やサービスの利用検討、活動の場の提供など適切な支援を行います。
- 1歳6か月健診及び3歳児健診以降も、関係課の連携等により発達障害または疑いのある児童を把握しつつ、適切な支援につなげていけるよう努めます。
- ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの実施、ペアレントメンターの設置に向けた取り組み等により、発達障害児の保護者に対する支援の充実を図ります。
- 地域生活支援事業において「発達障害児者及び家族等支援事業」を実施します。

⑥ 高次脳機能障害者・家族への支援

- 広島県高次脳機能センターとの連携のもとに、センターで実施されている専門スタッフによるリハビリテーションの活用の啓発や研修会の周知などを行うなど、障害者の在宅生活、さらに社会復帰のための支援をしていきます。

⑦ 医療費の助成制度の周知

- 医療費負担の軽減を図る「自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）」や「重度心身障害者医療費助成」制度の周知を行い、安心して適切な医療を受けられるよう支援していきます。

■医療費助成制度の内容

名 称	概 要
自立支援医療	指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割が原則として自己負担となります。
重度心身障害者医療費	重度の心身障害者（子ども）が、医療機関で医療を受けた場合の自己負担相当額（入院時の食事にかかる標準負担額を除く）を公費で負担しています。

⑧ アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策の推進

- アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発を行います。
- アルコール等の依存症に関する相談には、本人・家族・医療機関等と連携し、個別に支援を行います。
- 依存症に関する相談機関や医療機関に関する情報提供や周知を行うとともに、関係機関と連携を図りながら依存症である者及びその家族の支援を行います。

Ⅱ. 生活する・利用する《福祉サービスの利用》

□■□ 基本的な方向性 □■□

心豊かな日常生活支援のための、障害福祉サービス等の質・量の充実

現状と課題

各種在宅サービスや日中の活動を支援するサービス及び安心して暮らせる生活の場は、障害者ができる限り住みなれた地域で主体的な自立生活を送るうえで重要なものです。

アンケート調査をみると、全体の傾向として「相談支援」の利用意向が高くなっているほか、身体障害者では「生活介護」、知的障害者では「就労継続支援（A型、B型）」、精神障害者では「就労定着支援」の利用意向が上位にあがっています。相談支援をはじめ、各障害者のサービス利用ニーズに対応できるよう、サービスの質・量の確保を進めていくことが必要です。

本町では、障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、障害福祉サービス等の量の確保や利用促進に向けた相談支援体制、情報提供の充実に取り組んでいます。今後も引き続き、利用者のニーズを踏まえながらサービス提供に取り組んでいく必要があります。

成年後見制度等の権利擁護サービスや各種制度に基づく経済的支援については、必要とする人が制度を利用できるよう、周知・利用促進を図っていくことが必要です。

また、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」を踏まえ、障害者の差別や虐待を未然に防ぎ、早期発見・対応に取り組んでいくことが求められています。

これからの取り組み

① 日常生活を支える福祉サービスの充実

- 障害福祉計画に基づき、障害者の日常生活を支える障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供及び充実に取り組みます。
- 利用者のニーズを踏まえ、町内や近隣の事業所と連携してサービス提供体制の整備に努めるとともに、今後も継続して新規事業者の参入促進や既存事業所に対する事業拡大の働きかけを行い、福祉サービスの質的・量的な充実を図ります。

② 地域生活に向けた支援

- 地域移行支援及び地域定着支援により、退所・退院後の住居の確保や地域生活を継続していくために必要な支援を行います。
- 障害者が地域で自立して生活できるよう、地域資源を活用しながら地域生活支援拠点の整備に取り組みます。
- 充実した支援のため、相談支援員の人員確保や事業所の参入促進などに取り組みます。

③ 障害福祉サービス事業者への支援

- 安定したサービス提供を図るため、提供事業者との連携及び町内でサービスを新たに展開しようとする事業者に対して情報提供等の支援を行い、新規参入を促進します。
- 今後は町内全事業所を対象にネットワークづくりの場を設け、適切なサービスの提供に向けて各事業所間の情報共有や連携などの充実を図ります。
- 利用者本位のサービスが確保されるよう、事業所に対して障害福祉サービスの第三者評価の実施を促進します。

④ 権利擁護の推進

- 自己選択・自己決定ができ、本人の主体性が確保されるための、各種権利擁護サービスの推進及び周知に取り組みます。

■権利擁護サービス等の内容

名 称	内 容
成年後見制度利用支援事業	親族がいないなど、成年後見制度の申立が困難な人の申立を支援します。また、成年後見人等への報酬助成を行い、利用を支援します。
福祉サービス利用支援事業 「かけはし」	判断能力が十分でない人のため、社会福祉協議会が契約により、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理を行います。

※成年後見制度は、契約を本人に代わって行ったり（代理権）、本人が誤った判断で契約を結んだ場合にその契約を取消したりすることができる（同意権・取消権）などの権限を、家庭裁判所が選任した成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人・任意後見人）に与え、障害者本人の生活状況に応じた保護や支援を行う制度です。

⑤ 虐待防止対策の推進

- 「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」を踏まえ、虐待防止に対する社会全体の認識を深められるよう、今後も引き続き広報・啓発に取り組みます。
- 役場福祉課において、虐待の相談、通報、届出に対応し、通報があった際には、関係機関と連携しながら迅速で適切な対応を行います。
- 関係機関等と連携した虐待防止の一体的なネットワーク体制の構築に向けて検討を図ります。また、学校や保育施設、医療機関等においても周知を行うなど、虐待の未然防止に努めます。

⑥ 障害者に対する経済的支援

- 各種手当等について周知を図りながら制度に基づく給付を推進し、障害者の経済的支援に努め、地域での生活を支援します。

■経済的支援の内容

名 称	内 容
特別障害者手当	身体・知的または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする、在宅の20歳以上の人に対して手当を支給します。
障害児福祉手当	身体・知的または精神に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする、在宅の20歳未満の人に対して手当を支給します。
特別児童扶養手当	20歳未満の身体・知的または精神に、重度または中度の障害があり、日常生活において一定の介助等を必要とする児童を、家庭で養育する人に手当を支給します。
重度心身障害者介護手当	5歳以上、65歳未満の、肢体不自由のある身体障害者手帳1級または2級所持者で、自力での起居及び移動が困難な在宅の障害者及び療育手帳の障害の程度が㊦と記載されている在宅の障害者を介護している介護者に手当を支給します。
心身障害児等通園費補助 心身障害者等通所費補助 腎臓機能障害者通院費補助 難病患者通院費補助	通所・通院にかかる交通費の一部を補助します。 ・ 児童福祉施設へ通園している児童及び児童の引率者 ・ 生活介護施設、自立訓練施設、就労移行支援施設、就労継続支援施設、地域活動支援センターへ通所している人 ・ 人工透析または生体腎移植術後の抗免疫療法を受けるため通院している人 ・ 難病の特定疾患医療受給者として認定を受けてその疾患の治療のために通院している人
障害児通学費補助	特別支援学校高等部へ通学している生徒に通学費の半額を補助します。
心身障害者扶養共済制度掛金助成	障害者を扶養している保護者が加入することができる広島県心身障害者扶養共済制度の掛金の半額を助成します。

Ⅲ. 住む《多様な住まいの支援》

□■□ 基本的な方向性 □■□

地域で安心して快適に暮らすための、多様な住まい方の支援

現状と課題

アンケート調査をみると、現在、自宅を生活の場に行っている方が約8割と大半を占めています。また、現在、障害者福祉施設や病院に入所・入院している人も「家族と一緒に生活したい」「一般の住宅でひとり暮らしをしたい」「グループホームなどを利用したい」と考えている割合が約3割となっています。

自宅生活を送っている方が今後も安心して暮らしていけるよう、居宅サービスをはじめとする支援を進めていくほか、地域での生活を望む入所・入院している人が円滑に地域生活へ移行することができるよう、支援を行っていくことが大切です。

また、地域生活を送るうえで、家族等の介助者の高齢化や経済的な負担などの不安を持つ方もいるため、障害者一人ひとりのニーズに対応できるよう、様々な地域の生活の場を確保していく必要があります。

施設入所については、全国的に施設数が不足しており待機人数が多い傾向があります。本町においても同様の状況であり、希望者全員が直ちに施設を利用することが難しい状況となっています。地域移行を推進する一方で、必要な方への施設サービスが提供できるよう整備に努めていくことが必要です。

これからの取り組み

① 多様な住まい方の支援

- 障害者の地域生活を支援するグループホーム等の住まいの場について、周知・利用促進を図ります。
- 現在、町内においてグループホーム等の居住系の福祉サービス事業所のない地域についても、新規参入に向け働きかけを行っていきます。

② 障害者の住宅改修支援

- 障害者にとって暮らしやすいバリアフリー住宅の整備について、普及・啓発に努めるとともに、手すりや段差解消など障害者の在宅生活に必要な改修については、住宅改修費給付事業により支援を行います。

■住宅改修支援の内容

事業名	内 容
住宅改修費給付事業 (日常生活用具給付事業)	日常生活上、著しく支障のある在宅の障害者が段差解消などの住環境の改善を行う場合に助成します。
障害者住宅整備資金貸付事業	障害者または障害者と同居する親族に対し、障害者の専用居室等を増築、改築するための必要な資金の貸付を行います。

③ 町営住宅のバリアフリー化

- 障害者の在宅生活の支援に向けて、住宅のバリアフリー化を進めていく必要があります。
- 町営住宅の段差の解消、余裕のある廊下、玄関等のバリアフリー化は、町営住宅等長寿命化計画等に基づき、更新等に合わせて整備を進めます。

IV. 学ぶ《保育・療育・教育における支援》

□■□ 基本的な方向性 □■□

一人ひとりの個性を尊重する保育・療育、教育環境の充実

現状と課題

障害のある子どもの支援については、切れ目なく一貫した支援が行われることが重要です。保育・療育・教育は自立支援の第一歩であることから、乳幼児期から学校卒業後まで継続的な支援ができるように、関係機関が相互に連携を図り、それぞれの子どもの特性に応じた個別の支援を充実する必要があります。

アンケート調査では、障害者の積極的な社会参加に必要なこととして、子どもの頃から学校などで障害児とのふれあいの機会を増やすことが上位にあがっています。教育現場においても、障害への理解が深まるよう取り組みを進めていくことが求められています。

本町では、家庭訪問や乳幼児健診などを実施しており、発達に心配のある子どもとその家族に対する支援を行うとともに、関係機関との調整を行っています。一方で、ニーズの増加により検査や病院受診などについては待機期間が長期となる恐れもあります。また、障害児通所支援についてもニーズが増加傾向であり、引き続き必要とする子どもが支援を受けられるよう、利用相談・調整等の支援をしていく必要があります。

今後は、関係機関の連携強化やサービス提供体制を整備し、一人ひとりの障害の状況を踏まえ、障害の特性に応じた保育・療育・学校教育の充実を図っていくことが大切です。

これからの取り組み

① 療育・教育支援体制の充実

- 保健・医療・療育・教育の分野において、乳幼児期から学校卒業後まで継続的な支援ができるように、関係部署や関係機関との連携を図り支援体制の充実を図っていきます。
- 広島県の「心をつなぐサポートファイルひろしま 結愛（ゆい） ～y u i～」等のツールを活用し、子どもの成長にあわせた様々な情報や支援内容を共有し、一貫性のある支援をめざします。
- 小学校・保育施設等において相互に連携する機会の確保に努め、就学前の段階から連携の充実を図ります。

② 保育・療育支援の充実

- 発達障害を含めた障害のある子どもの保護者の育児不安を軽減するため、乳幼児健康診査や訪問指導等の充実と、相談支援の充実を図ります。
- 各保育施設においては、家庭や関係機関と連携しながら、障害のある子どもの受け入れ促進や、一人ひとりの障害の特性に応じた保育を推進します。
- 保護者を対象とした講座を実施し、保護者の子育て力向上を図ります。

③ 学校生活における障害に対する理解の推進

- 障害や障害者への理解を深める学習を進めていくとともに、子ども同士のふれあいや共に学び合うことを通して、ノーマライゼーションの浸透を図ります。

④ 学校教育体制の充実

- 障害のある子どもがその能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、子ども同士が共に学び合い、地域社会で活動できる教育機会の充実に努めます。
- 巡回相談の機会や指導主事要請訪問事業等を活用し、障害のある子どもの学校教育体制の整備に努めます。

⑤ 特別支援教育等の推進

- 教育委員会等が実施する、特別支援学級担任・特別支援教育支援員等を対象とした研修会等を充実し、専門性の向上をめざします。
- 特別支援教育支援員の人員確保に努め、身体・知的障害や自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害により、教育的支援が必要な子ども一人ひとりに応じた指導・支援の充実に努めます。

⑥ 教育相談の充実

- 子どもの教育に関する保護者の悩みや不安を解消し、障害のある子ども一人ひとりの個性に応じた教育の場が提供できるよう、教育相談員、医療や教育関係者が連携し相談体制の充実を図ります。

⑦ 放課後における支援

- 障害のある子どもの放課後に活動する場を提供するとともに、保護者や家族の就労支援、負担軽減を図るため、放課後児童クラブへの受け入れを推進します。
- 支援員については研修の機会等を積極的に活用するなど、資質の向上に努めます。

■町内の児童クラブ

事業名	内 容	定 員
芸北放課後児童クラブ	細見10141-16（芸北運動公園内）	25
大朝放課後児童クラブ	新庄948-1（新庄集落センター内）	55
千代田放課後児童クラブ	今田2288-1（八重小学校内）	70
壬生放課後児童クラブ	壬生885（壬生小学校内）	65
八重東放課後児童クラブ	有田1897-1（八重東小学校内）	55
本地放課後児童クラブ	本地2673-1（本地総合センター内）	45
みなみ放課後児童クラブ	都志見4857-5（豊平教育集会所内）	40
都谷放課後児童クラブ	戸谷2011-1（幼保連携型認定こども園都谷こども園内）	30
ふたば放課後児童クラブ	志路原471（幼保連携型認定こども園ふたば内）	30

⑧ 日中一時支援事業（地域生活支援事業）

- 夏休みなど長期休業時の日中を過ごす場として、日中一時支援事業があります。今後も利用者のニーズを踏まえながら、関係機関等と連携し、受け入れ体制と活動内容の充実及び周知を図ります。

⑨ 放課後等デイサービス事業等（障害児通所支援）

- 本町では、放課後等デイサービス事業所が2か所あり、利用実績は増加傾向にあります。今後も、利用者のニーズに合った事業所を選択できるよう支援していきます。



(3) 就労・地域活動の支援

I. 働く《就労に向けての支援》

□■□ 基本的な方向性 □■□

障害の状況や本人・家族のニーズに応じた就労支援・雇用促進

現状と課題

アンケート調査をみると、現在就労していない人のうち約4割に就労への意欲がみられます。また、就労するうえで、障害に対する職場の理解や短時間勤務・勤務日数等の配慮、通勤手段の確保が求められており、職業訓練等の就労支援をはじめ、障害への理解を促進し、障害の種類や特性に応じた多様な雇用・就労形態を確保していくことが求められています。

本町では、広島障害者就業・生活支援センターやハローワーク可部等と連携し、就労支援について相談対応を進めているほか、一人ひとりの状況に合わせた就職支援を実施しています。また、福祉的就労における工賃の確保に向けて、障害者事業所製品の販売促進などにも取り組んでいます。

今後も、関係課、ハローワーク等関係機関と連携を強め、企業等への雇用促進と障害者が安心して働ける環境づくりに取り組んでいくことが必要です。

これからの取り組み

① 就労支援の充実

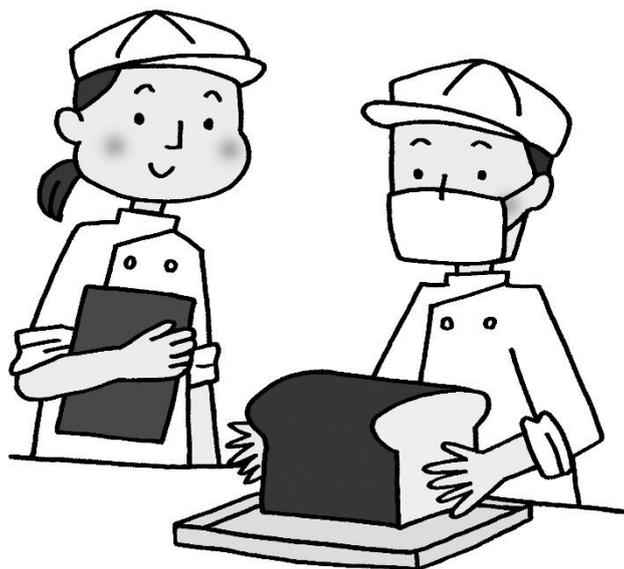
- ハローワークとの連携を密にし、障害者の就労前から就労後の支援まで、一貫した適切な相談・助言が行えるよう相談員のスキルアップを図ります。
- 広島障害者就業・生活支援センターと連携して、ジョブコーチ等による求職者の就労支援や雇用後の職場適応などに必要な助言等を行い、障害の状況や障害者自身の希望に合った就労ができるよう、一般事業所での雇用に向けた支援や職場への定着を支援します。

② 福祉的就労の機会の充実

- 障害者優先調達推進法に基づき、町における発注機会の拡大に取り組み、引き続き障害者の雇用促進及び福祉的就労の場の充実に努めるとともに、福祉的な就労機会の提供を推進します。
- 今後も、福祉的就労事業所の安定した運営と就労者の収入増を図るため、製品や業務のPRなど販売拡大のための支援を行います。

③ 一般就労に向けた障害者の雇用促進

- 障害者雇用促進法に基づき、障害者の雇用の安定を図るため、啓発活動に努めます。
- 関係部署、ハローワークとの連携のもと、企業に対して短時間就業や在宅就業など多様な働き方の導入を促し、雇用の幅を広げるとともに各種支援制度の周知と活用の促進を図ります。
- 福祉的就労から一般就労へ移行した後も、就労が継続できるよう必要に応じて就労定着支援等の利用へつなげます。



Ⅱ. ふれあう・楽しむ《地域活動の支援》

□■□ 基本的な方向性 □■□

心なごむ、豊かな生活のため、気軽に参加できる場の充実とふれあい交流

現状と課題

文化活動やスポーツ・レクリエーション活動は、生活に潤いを与えるとともに、生活の質を高め、心豊かに生きるうえで大切なことといえます。また、これらの活動は社会参加やリハビリテーションにも有効であり、またインクルーシブ、ノーマライゼーション理念の普及にもつながると考えられるため、参加しやすい環境づくりが必要となっています。

本町では、北広島町社会福祉協議会に委託し、交流・社会参加の場としてスポーツ教室やスポーツ大会を開催しており、参加者は増加傾向にあります。

平成30年6月より「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保が求められています。今後も、文化活動・レクリエーション活動等についての情報提供や参加促進を図るなど、障害者をはじめ様々な人の参加意欲を高める多彩な活動を推進する必要があります。

これからの取り組み

① 生涯学習・スポーツ活動等の推進

- 心豊かに生きがいのある生活を送ることができるよう、生涯学習、スポーツ活動等の機会を提供します。
- スポーツ教室や大会については、新規参加者が増えてきています。引き続き声掛け等を行うとともに、主体的な参加を促すために運営等にも関わってもらえるよう働きかけを行います。

■生涯学習・スポーツ活動等の内容

名 称	内 容
生涯学習活動への支援	生涯学習に関わる講演会等において、必要に応じて手話通訳者の派遣や車いすスペースの確保など、障害者が気軽に参加できるよう支援を行います。
スポーツ活動の充実	スポーツ教室等の開催を通して、障害のあるなしにかかわらず気軽に楽しむことができるスポーツの紹介・普及活動を推進します。また、県の障害者スポーツ大会についてPRを行います。
社会参加支援のための情報提供	ケーブルテレビ等やホームページ、広報などを通じて行事やイベントなど必要な情報を発信し、社会参加の促進につなげます。移動支援等、社会参加に必要な外出支援の情報提供を行います。

② 障害者の文化芸術活動の推進

- 文化芸術活動について、障害者の創造の機会の拡大や、文化芸術の鑑賞、作品等の発表の機会の充実を図り、文化芸術活動の推進に努めます。

③ 視覚障害者の読書環境の整備

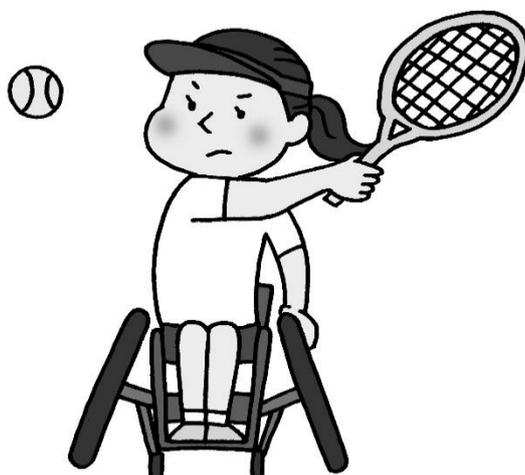
- 図書館等において、視覚障害者を対象とした点字図書や録音図書の提供に努めます。

④ 障害者団体・グループの活動支援

- 障害者団体の活性化と自立した活動を支援するため、団体主催行事等への協力を行います。

■町内の障害者団体や障害者グループ

名 称	内 容
さあくる家族会	障害者支援センターさあくる（就労継続支援B型・生活介護）に通所される方の家族の会です。情報交換や親睦会などを実施しています。
陽だまり	障害のある子どもと家族、支援者の会です。障害のある子どもの子育てに関し、親子が抱える悩みに共に取り組んでいます。
千代田手をつなぐ育成会	広島手をつなぐ育成会会員が加入する共済保険の取りまとめをしている会です。情報交換や学習会などを実施しています。
北広島町身体障害者団体連合会	身体障害（児）者と支援者の会です。会員相互の親睦を図り、障害福祉についての学習や行事などを通じた仲間づくりを行っています。
ひまわり家族会	精神障害者の家族の会です。病気の勉強や家族の関わり方などの学習をしています。



(4) 安心・安全のまちづくり

I. 安心して暮らす《快適な暮らしの支援》

□■□ 基本的な方向性 □■□

外出のための移動手段の確保と、緊急時や災害時の避難支援体制の確立

現状と課題

障害者が社会参加をしていくうえで、外出における支援は欠かせないものです。

アンケート調査をみると、外出時に困ることとして、公共交通機関が少ないことや困った時の対応、外出時の経済的負担などが挙げられています。

本町では、外出手段の一環としてデマンドタクシー（予約制の定時運行乗合タクシー）やバス交通といった生活交通システムの実施を継続しているほか、移動支援事業を実施しています。今後もだれもが暮らしやすい生活環境をめざし、バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくことが大切です。

防災・防犯体制においては、日頃から手助けを必要とする人の状況把握と、支援体制を充実していくことはもとより、地域での助け合い、支え合いの関係づくりが大切です。

アンケート調査をみると、災害時の避難について、一人で避難できない人が約3割、近所に助けてくれる人がいない人が約2割となっています。また、投薬や治療が受けられることなどの障害に配慮した避難場所・避難所設備が求められています。

今後も、地域の防犯・防災意識の強化を図っていくとともに、北広島町地域防災計画に基づき、災害時支援体制の強化を図っていくことが必要です。

これからの取り組み

① 外出・移動支援の充実

- 日常生活に欠かせない外出や社会参加等における移動を支援するため、移動支援事業の実施及び移動手段の充実に努めます。

■外出・移動支援の内容

名 称	内 容
地域での暮らしを支える交通手段の確保	地域での暮らしを支える交通手段であるバス交通、デマンドタクシーなど生活交通を地域の実情、利用者のニーズ等を踏まえるとともに関係機関、事業者と連携しながら、より利用しやすい形態になるよう取り組みます。 また、バスの更新時などには、低床車両など人と環境にやさしく快適な車両の導入を促進します。
移動支援事業 (地域生活支援事業)	移動が困難な人を対象に、外出及び余暇活動などの社会参加のための外出時に介助員が移動の支援をします。
身体障害者等自動車運転免許取得費給付事業	身体障害者、難病患者等に対し、自動車運転免許取得に要する費用の一部を助成します。
身体障害者自動車改造費給付事業	身体障害者、難病患者等が運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

② 人にやさしい公共空間

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、公共建物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、だれもが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに取り組みます。

■施設・道路等の整備の内容

名 称	内 容
公共施設等の整備・改善	公共施設等の多目的トイレへの改善やスロープ等の設置、改善を進めるとともに、障害者用駐車場の確保に努めます。また、民間施設においても「広島県福祉のまちづくり条例」に基づいて、人にやさしい施設となるよう助言を行っていきます。
道路等快適な歩行空間の整備	必要に応じて誘導ラインや点字ブロックの設置を行うなど、障害者に限らず、すべての人にやさしい道路・交通環境の整備に努めます。

③ 防犯・災害時支援体制の整備

- 災害や犯罪から身を守るため、災害や防犯に関する啓発・広報等を充実させ、防災意識の向上に努めるとともに緊急時の支援体制を確立していきます。

■防犯・防災対策の内容

名 称	内 容
自主防災組織の育成	地域の実情にあった自主防災組織の育成を支援し、犯罪や災害に強い地域づくりを推進します。
災害時における支援体制	避難行動要支援者名簿を活用した災害時の支援について、関係各所と連携を強化し、定期的な訓練の実施等について検討するとともに、災害時における支援体制の整備を推進します。
障害者等に配慮した避難所運営	災害時の避難所については、福祉的・医療的なサービスの必要な方に対して、関係機関と連携しながら運営体制の整備に努めます。
非常時の情報伝達	ケーブルテレビ等による発信や支援者による伝達など、一人ひとりの障害に応じた手段を検討していきます。
福祉避難所	災害時の二次避難所である福祉避難所については、町内5か所の福祉施設と協定を締結しており、災害時において円滑に運営できるよう連携強化を図ります。
出前講座（防災）	申込のあった団体を対象に、自然災害や対策に関する講演を行います。一方的に伝えるだけでなく、参加者の皆さんに自然災害について考えてもらう工夫を図ります。
防災リーダー養成講習	非常時に行動できるリーダーを養成する講習を実施しています。頭と体を使うメニューをこれからも考えていきます。
自主防災組織等連絡会	各自主防災組織から1名出席いただき、その年の出水期の振り返りや今後の災害への備えについて情報を共有します。
交通安全施策の推進	道路等の交通安全施策を推進するとともに、交通安全運動の実施や信号機等の交通安全施設の計画的な整備を推進し、町民の交通安全の確保に努めます。
消費者被害の防止	障害者をはじめ、町民が消費者トラブルに遭わないよう、消費者被害に関する啓発の実施や、地域社会で見守れる体制づくりを促進し、消費者被害の未然防止・早期発見に努めます。
あんしん電話設置事業 （緊急通報装置設置）	身体障害者手帳の1、2級の交付を受け、かつ在宅でひとり暮らしをしている方に対して、緊急時の連絡のための通報装置を設置します。

④ 感染症対策の推進

- 感染症の発生及び拡散を防止するため、施設やイベント等における3密回避や換気、手洗い、消毒など、事業者や各関係機関との連携による予防と対策を徹底します。

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 国の基本方針に基づく考え方

市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国が定める「基本指針」に則して策定するものとされています。

これまでの障害福祉施策の進捗状況を踏まえ、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他業務の円滑な実施に関すること、また、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等、障害のある子どもが身近な地域で支援を受けることができる体制の充実を図っていくため、障害福祉サービス等の見込量を定めて、本町におけるサービス提供体制の計画的な整備を推進します。

2 障害福祉サービス種類別の利用状況

(1) 障害福祉サービスの実績

① 訪問系サービスの実績

区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値見込
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間/月	160	136	170	166	170	179
	人/月	10	7	10	13	10	14

② 日中活動系サービスの実績

区分		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値見込
生活介護	人日/月	1,250	1,193	1,280	1,031	1,280	1,073
	人/月	60	59	62	51	62	50
自立訓練(機能訓練)	人日/月	15	0	15	0	15	0
	人/月	1	0	1	0	1	0
自立訓練(生活訓練)	人日/月	15	0	15	0	15	0
	人/月	1	0	1	0	1	0
就労移行支援	人日/月	20	2	20	84	35	92
	人/月	1	2	1	4	2	4
就労継続支援A型	人日/月	285	213	285	196	285	248
	人/月	15	11	15	12	15	12
就労継続支援B型	人日/月	1,100	1,053	1,100	1,071	1,150	1,146
	人/月	69	73	69	70	70	72
就労定着支援	人/月	0	1	0	1	1	1
療養介護	人/月	10	9	10	9	10	9
短期入所 (福祉型)	人日/月	20	68	20	92	20	95
	人/月	3	8	3	10	3	8
短期入所 (医療型)	人日/月	2	0	2	0	2	2
	人/月	1	0	1	0	1	1

③ 居住系サービスの実績

区分		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値見込
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	1	0
共同生活援助	人/月	37	36	37	33	38	36
施設入所支援	人/月	47	44	47	42	46	42

④ 指定相談支援の実績

区分		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値見込
計画相談支援	人/月	30	30	30	28	30	32
地域移行支援	人/月	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	人/月	1	0	1	0	1	0

(2) 地域生活支援事業の実績

① 地域生活支援事業【必須事業】の実績

区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値見込
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
相談支援事業							
相談支援事業							
障害者相談支援事業	実施箇所数	1	0	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施箇所数	0	0	0	0	0	0
基幹相談支援センター機能強化事業	実施状況	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
住宅入居支援事業(居住サポート事業)	実施状況	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	2	1	0	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/月	1	0	1	0	1	0
手話通訳者設置事業	設置者数	0	0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1	5	1	5
自立生活支援用具	件/年	2	3	2	5	2	4
在宅療養等支援用具	件/年	3	0	3	3	3	0
情報・意思疎通支援用具	件/年	2	1	2	1	2	1
排泄管理支援用具	件/年	480	544	480	537	480	533
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件/年	1	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	人/月	0	0	0	0	0	0
移動支援事業	人/月	18	17	18	13	18	13
	時間/月	210	330	210	123	210	252
地域活動支援センター事業	実施箇所数	0	0	0	0	0	0
	人/月	1	0	1	0	1	0

② 地域生活支援事業【任意事業】の実績

区分		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値見込
日中一時支援事業	人日/月	15	10	15	11	15	18
	人/月	2	2	2	2	2	2
社会参加促進事業							
スポーツ・レクリエーション	実施箇所数	5	8	5	6	5	6
教室開催等事業	年間利用者数	100	101	100	113	100	103
点字・声の広報等発行事業	実施媒体数	20	20	20	25	20	25
	人/年	2	2	2	2	2	2

(3) 障害児支援の実績

区分		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値見込
児童発達支援	人日/月	10	14	10	41	10	39
	人/月	2	5	2	9	2	11
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	5	0
	人/月	0	0	0	0	1	0
放課後等デイサービス	人日/月	110	251	200	332	200	362
	人/月	18	56	20	33	20	36
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	1	0
障害児相談支援	人	3	5	3	5	3	6
医療的ケア児支援調整 コーディネーター数	人/月	0	1	0	1	0	1

3 成果目標

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援などを進めるため、国の基本指針では、施設入所からの地域生活移行者数や福祉施設から一般就労への移行者数などの目標値を設定することが求められています。

この成果目標は、国が定める指針に即して、地域の実情に応じた目標を設定することとされており、本町においてはこうした考え方を踏まえ成果目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の目標】

- ・施設入所者数（令和元年度末時点）の6%以上が地域生活へ移行する。
- ・施設入所者数（令和元年度末時点）の1.6%以上を削減する。

項目	数値	考え方
基準時点の施設入所者数（A）	42人	令和元年度末時点の入所者数
目標年度入所者数（B）	41人	令和5年度末時点の入所者数
【目標値】 削減見込	1人	(A - B) 差引減少見込み数
削減割合	(削減率) 2.4%	(A - B) / (A)
【目標値】 地域生活移行者数（C）	3人	施設から地域へ移行した者の数(累計)
地域生活移行率	(移行率) 7.1%	(C) / (A)

～目標値達成に向けて～

○地域生活への移行には、保健・医療・福祉・教育・労働・地域等の関係機関と連携が重要です。退所、退院した人が地域生活を継続できるよう、訪問系・日中系のサービスの提供を図ります。

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の目標】

- ・地域生活支援拠点等について、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、その機能の充実のため年1回以上運用状況を検証・検討する。

項目	数値	考え方
【目標値】 障害者の地域生活支援拠点の整備	1か所	引き続き機能の充実を図る
【目標値】 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年1回	地域生活支援拠点の運用状況について検証及び検討の場を設置

～目標値達成に向けて～

- 地域生活支援拠点については、本町のサービス資源の現況や利用者のニーズを踏まえ、令和5年度までに必要な機能の整備及び強化に努めます。
- 今後は機能の充実に向けて、年1回の運用状況の検証・検討の場を設置します。

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の目標】 ※参考として記載

- ① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。【都道府県における目標】
- ② 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の設定。【都道府県における目標】
- ③ 精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。【都道府県における目標】

項目	数値	考え方
【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1か所	既存の圏域会議等で対応

～目標値達成に向けて～

- 本町では、保健所単位などで実施してきた既存の会議を活用し、精神障害者の方の地域移行に向けた個々の対応をしていきます。
- 令和5年度末の精神科病院長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）について、県における推計を踏まえ、本町では以下の通り見込みます。

■精神障害者の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）

項目	数値
地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）	4人
うち65歳未満利用者数	1人（うち障害サービス利用者数1人）
うち65歳以上利用者数	3人（うち障害サービス利用者数1人）

(4) 福祉施設から一般就労への移行

① 就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労する者の数

【国の目標】

- 福祉施設から一般就労への移行者数が令和元年度実績の1.27倍以上。
 (就労継続支援A型事業：一般就労への移行者数が令和元年度実績の1.26倍以上。
 就労継続支援B型事業：一般就労への移行者数が令和元年度実績の1.23倍以上。
 就労移行支援事業：1.3倍以上。)

項目	数 値	考え方
令和元年度の福祉施設利用者からの一般就労移行者数 (A)	2人	
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 一般就労移行者数の増加率	4人	(A) の 1.27 倍以上
	2.0 倍	(B) / (A)

項目	数 値	考え方
令和元年度の就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数 (A)	1人	
【目標値】 令和5年度の就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数 (B)	2人	(A) の 1.26 倍以上
	2.0 倍	(B) / (A)

項目	数 値	考え方
令和元年度の就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数 (A)	1人	
【目標値】 令和5年度の就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数 (B)	1人	(A) の 1.23 倍以上
	1.0 倍	(B) / (A)

項目	数 値	考え方
令和元年度の就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数 (A)	0人	
【目標値】 令和5年度の就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数 (B)	1人	(A) の 1.3 倍以上
	一 倍	(B) / (A)

② 就労定着支援事業の利用者数

【国の目標】

- ・一般就労移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用。

項目	数値	考え方
令和元年度の福祉施設利用者からの一般就労移行者数 (A)	2人	
(A) のうち就労定着支援事業利用者数	0人	
【目標値】 令和5年度の一般就労移行者数 (B)	4人	各年1人以上の利用者数
【目標値】 Bのうち就労定着支援事業利用者数 (A)	2人	(A) のうち7割程度が利用
	50.0%	(B) / (A)

③ 就労定着支援事業所ごとの就労移行率

【国の目標】

- ・就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所が7割以上。

項目	数値	考え方
令和5年度の就労定着支援事業所数 (A)	0か所	令和5年度末の就労定着支援事業所見込み数
【目標値】 (A)のうち、就労定着率が8割以上の事業者数(B)	0か所	(A)のうち7割が職場定着率8割以上
	0%	(B) / (A)

※就労定着率:過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

～目標値達成に向けて～

- 一般就労への移行に向けて、既存の就労支援事業所や広島障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携し、支援していきます。
- 一般就労移行後も継続して働けるように、企業等へ障害特性及び障害者への理解の促進を図ります。



(5) 相談支援体制の充実・強化

【国の目標】

- ・各市町村又は各圏域に、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。これらの取り組みは、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。

項目	数値	考え方
【目標値】 町において相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保	有	町と相談支援事業所の定期的な会議を実施する体制の確保・維持

～目標値達成に向けて～

- 相談支援体制の充実に向けて、地域の相談支援機関と定期的な会議を開催することにより、連携を強化します。
- 各事業所や関係機関と連携し、相談から必要な支援へつなげられる体制の整備に努めます。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

【国の目標】

- ・市町村は、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害者総合支援法の具体的内容の理解や障害福祉サービス等の利用状況の把握及び検証に努め、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築する。

項目	数値	考え方
【目標値】 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数	1人	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への参加
【目標値】 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築と実施回数	構築 1回	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果等について、事業所と共有する

～目標値達成に向けて～

- 県の実施する障害福祉サービスに関する研修等に町職員が参加し、研修内容を関係課において共有するなど、職員の資質向上に努めます。
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、町とサービス提供事業所においてその結果を活用・共有する体制づくりを進めていきます。

(7) 障害児支援の提供体制の整備等

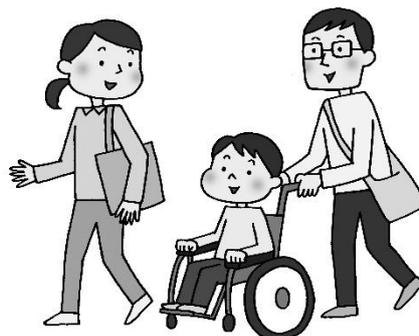
【国の目標】

- ① 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ② 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築する。
- ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- ④ 医療的ケア児への適切な支援に向けて、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上で、圏域での設置であっても差し支えない。

項目	数値	考え方
【目標値】 児童発達支援センターの設置数	1か所	町において1か所設置を検討
【目標値】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	体制を引き続き維持
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	0か所	町内に対象児が不在 設置検討の事業所無し
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	0か所	町内に対象児が不在 設置検討の事業所無し
【目標値】 医療的ケア児支援に向けた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	0回	既存の会議を活用し、引き続き関係課と連携を図り個別に対応
【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	町において1人配置

～目標値達成に向けて～

○障害児支援の提供体制については、本町においてもニーズは高まっており、引き続き関係機関と連携して児童発達支援センターの設置の検討など、障害児支援の充実に努めます。



4 【活動指標】障害福祉サービス等の見込みと確保策

障害者が地域社会で自立した生活が送れるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの必要なサービス量を、これまでの利用実績やニーズ調査などをもとに見込みます。

(1) 障害福祉サービスの見込量

① 訪問系サービス

■訪問系サービスの内容

事業名	事業内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅にホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出によって必要とされる視覚的情報の支援や移動の援護等の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

■訪問系サービスの見込量

区分		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月	192	204	217
重度訪問介護				
同行援護				
行動援護	人/月	15	16	17
重度障害者等包括支援				

【見込量確保のための方策】

- 訪問系サービスは、地域生活移行を推進するためにも、サービス需要に応じたサービス量の確保が必要です。
- 居宅介護、重度訪問介護以外のサービス利用実績はありません。重度訪問介護については、徐々にサービス需要に応じた利用が増えています。
- 町内では4か所の事業所がありますが、人手不足により職員の確保が大変厳しい状況にあります。引き続き、障害の特性に応じたサービスの提供とともに質、量の向上に向けた取り組みを行います。
- 必要とするサービスを適切に利用できるように、広報・パンフレット・ホームページ等を利用し、サービスの周知に努めます。

② 日中活動系サービス

■ 日中活動系サービスの内容

事業名	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短時間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■ 日中活動系サービスの見込量

区分		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	1,052	1,030	1,009
	人/月	49	48	47
自立訓練(機能訓練)	人日/月	15	15	15
	人/月	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日/月	20	20	20
	人/月	1	1	1
就労移行支援	人日/月	115	138	161
	人/月	5	6	7
就労継続支援A型	人日/月	248	248	248
	人/月	12	12	12
就労継続支援B型	人日/月	1,178	1,209	1,241
	人/月	74	76	78
就労定着支援	人/月	1	1	2
療養介護	人/月	9	9	9
短期入所(福祉型)	人日/月	106	118	130
	人/月	9	10	11
短期入所(医療型)	人日/月	2	2	2
	人/月	1	1	1

【見込量確保のための方策】

- ニーズに応じたサービス提供体制の確保に向け、既存の事業所との連携を図り、サービス提供体制の整備に努めます。
- 就労移行支援の利用実績は増加傾向にあります。一般就労への移行及び定着に向けて、今後も取り組みを進めていきます。福祉施設やハローワーク、広島障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関との連携のもと、就労に関する地域の課題把握やその改善施策の検討を行い、障害者の就労促進を図ります。
- 短期入所については、家族介助者の高齢化や入所施設から地域生活への移行を見据えて、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

③ 居住系サービス

■居住系サービスの内容

事業名	事業内容
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた人でひとり暮らしをする人に対して定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■居住系サービスの見込量

区分		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	36	36	36
施設入所支援	人/月	42	41	41

【見込量確保のための方策】

- 施設入所支援の利用見込は、成果目標の数値と整合しています。施設入所者については、地域生活移行等による削減が見込まれていますが、高齢化等に伴い移行は困難な状況にあります。また、地域で生活するためのサービス提供体制の確保が必要となるため、関係機関と連携します。

④ 指定相談支援

■指定相談支援の内容

事業名	事業内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する人を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障害者やひとり暮らしへと移行した障害者が、安定的に地域生活を営めるよう、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談など対応に必要な便宜を供与します。

■指定相談支援の見込量

区分		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	34	36	38
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

【見込量確保のための方策】

- サービスの利用を必要とする人について、適切にサービス利用計画が作成されるよう、相談支援事業者やその他関係機関と連携します。
- 計画的・継続的なサービス利用計画を作成し、利用者が必要とするサービス利用とつなげられるよう、相談支援事業所と連携し総合的な相談支援体制の構築を推進します。
- 「地域移行支援」及び「地域定着支援」は、現在本町では利用実績はありませんが、地域移行する障害者がこれらの事業を円滑に活用できるよう、関係機関と連携していきます。



(2) 地域生活支援事業の見込量

① 地域生活支援事業【必須事業】

■地域生活支援事業【必須事業】の内容

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害者等に対する理解を深めるため、教室等の開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等を行います。
相談支援事業	障害者、障害児の保護者、障害者の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにします。
成年後見制度利用支援事業	親族がいないなど、成年後見制度の申立が困難な人の申立を支援します。また、成年後見人等への報酬助成を行い、利用を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対して、手話通訳者を派遣する事業や要約筆記奉仕員を派遣する事業、また、手話通訳者を設置する事業を通して、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行います。
日常生活用具給付等事業	障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する取り組みを行います。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の生活の支援を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター事業等	通所により、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を促進し、地域の生活支援を促進します。

■地域生活支援事業【必須事業】の見込量

区分		第6期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施
自発的活動支援事業		未実施	未実施	未実施
相談支援事業				
相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター	実施箇所数	0	0	0
基幹相談支援センター機能強化事業	実施状況	未実施	未実施	未実施
住宅入居支援事業(居住サポート事業)	実施状況	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	人/年	未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/月	0	0	0
手話通訳者設置事業	設置者数	0	0	0
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件/年	5	5	5
自立生活支援用具	件/年	4	4	4
在宅療養等支援用具	件/年	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	1
排泄管理支援用具	件/年	500	530	550
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件/年	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	人/月	0	0	0
移動支援事業	人/月	10	10	10
	時間/月	194	194	194
地域活動支援センター事業	実施箇所数	1	1	1
	人/月	1	1	1

【見込量確保のための方策】

- 理解促進研修・啓発事業について、町民のニーズ等を踏まえ、今後も継続して講演会などを実施します。
- 成年後見制度について広報活動などにより周知を図り、制度の利用が必要な方について支援を行います。
- 地域の障害者福祉に関する支援体制の充実に向けて、北広島町地域自立支援協議会で相談支援事業者の運営評価や支援困難事例への対応のあり方などの協議・調整、情報の共有化、ネットワークの形成などを行います。
- 引き続き、各事業の利用促進に向け、広報・パンフレット・ホームページ等により事業の周知に努めます。

② 地域生活支援事業【任意事業】

■地域生活支援事業【任意事業】の内容

事業名	事業内容
日中一時支援事業	日中において、介護者がいないなどで一時的に見守り等の支援が必要な方に、日中における活動の場を提供します。
スポーツ・レクリエーション教室開催等	スポーツ教室等を開催し、障害のあるなしに関わらず気軽に楽しむことができるスポーツの紹介・普及活動を行い、交流と社会参加を促進します。(北広島町社会福祉協議会委託事業)
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害者等のために、広報等を音訳した電子媒体を作成し、視覚障害者に配布します。 (北広島町社会福祉協議会委託事業)

■地域生活支援事業【任意事業】の見込量

区分		第6期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人日/月	15	15	15
	人/月	2	2	2
社会参加促進事業				
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施箇所数	6	6	6
	年間利用者数	126	126	126
点字・声の広報等発行事業	実施媒体数	27	28	29
	人/年	2	2	2

【見込量確保のための方策】

- 今後も、障害者やその家族等のサービス需要を把握しながら、地域の実情に応じたサービス内容を検討し、必要なサービス量の充足に努めます。
- 日中一時支援では、事業所はあるものの、十分なサービス提供体制が整っていない現状があります。事業所と連携し課題の把握や改善策の検討を行います。
- 各事業の利用促進に向けた情報提供媒体について、広報・パンフレット・ホームページ等利用者にとってより使いやすく、提供しやすい方法を検討していきます。また、必要とする人が事業を利用できるよう広報活動に取り組みます。



(3) 障害児通所支援等の見込量

■障害児通所支援等の内容

事業名	事業内容
児童発達支援	地域の障害児を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援に併せて治療を行うものです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育施設などを訪問し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、モニタリングを行うなどの支援を行います。

■障害児通所支援等の見込量

区分		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	46	56	70
	人/月	13	16	20
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	402	443	483
	人/月	40	44	48
保育所等訪問支援	人日/月	2	2	2
	人/月	2	2	2
障害児相談支援	人/月	7	8	9

【見込量確保のための方策】

- 障害児通所支援の利用者は増加傾向にあります。他市町の利用も含め、ニーズに応じたサービスが提供できるよう支援します。
- 発達障害を含む障害児・者の支援にあたっては、乳幼児期から成人期にいたるライフステージを通じて一貫した支援が必要です。支援に関わる行政担当課が多岐にわたることから、横断的な庁内連携を図り、関係機関等と調整を図りながら取り組みを進めます。

【子ども・子育て支援事業計画との連携】

○障害児支援を行うにあたっては、令和2年3月に策定している「第2期北広島町子ども・子育て支援事業計画」との連携を図ります。障害児の子育て支援ニーズを把握し、保育・教育機関における障害児の受け入れ体制の整備に努めます。

■子ども・子育て支援等の利用ニーズ等

区分		利用ニーズを踏まえた必要な見込量	実績	第6期		
			令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	人	4	4	4	4	4
認定こども園	人	9	9	9	9	9
放課後児童健全育成事業	人	10	9	9	10	10

(4) その他の活動指標

① 発達障害者等に対する支援

区分		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの支援プログラム等の受講者数	人/年	0	1	1
ペアレントメンターの人数	人/年	0	1	1
ピアサポート活動への参加人数	人/年	0	1	1

② 相談支援体制の充実・強化

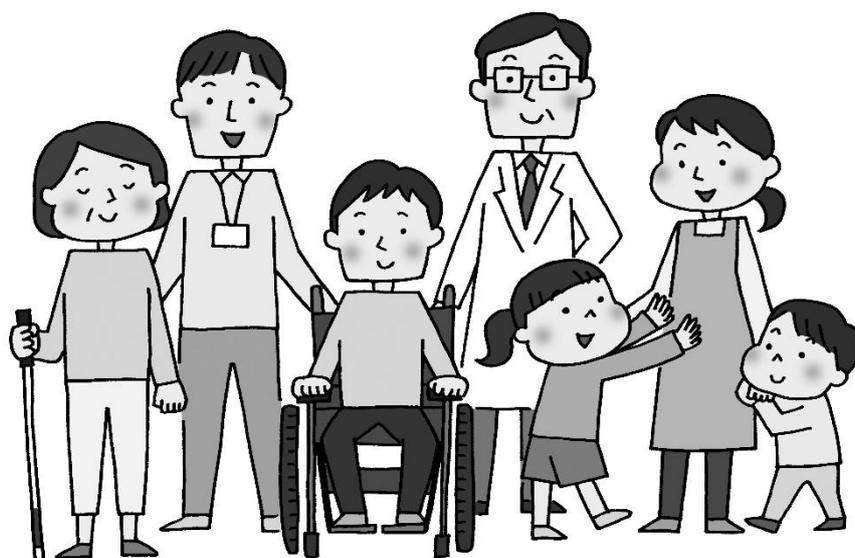
区分		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	無	無	無
訪問等による専門的な指導・助言	件/年	0	0	1
相談支援事業者の人材育成の支援	件/年	4	4	4
相談機関との連携強化の取り組みの実施	回/年	4	4	4

③ 障害福祉サービス等の質の向上

区分		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る研修への町職員参加人数	人/年	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施回数	1	1	1

5 北広島町障害者自立支援認定審査会

北広島町障害者自立支援認定審査会は、障害者総合支援法に定める介護給付費等の支給に関する障害支援区分の審査及び判定を行うことを目的として設置しています。今後とも審査会において、審査及び判定が専門的な観点から中立・公正に行えるよう資質の向上に努めます。



第6章 計画の推進

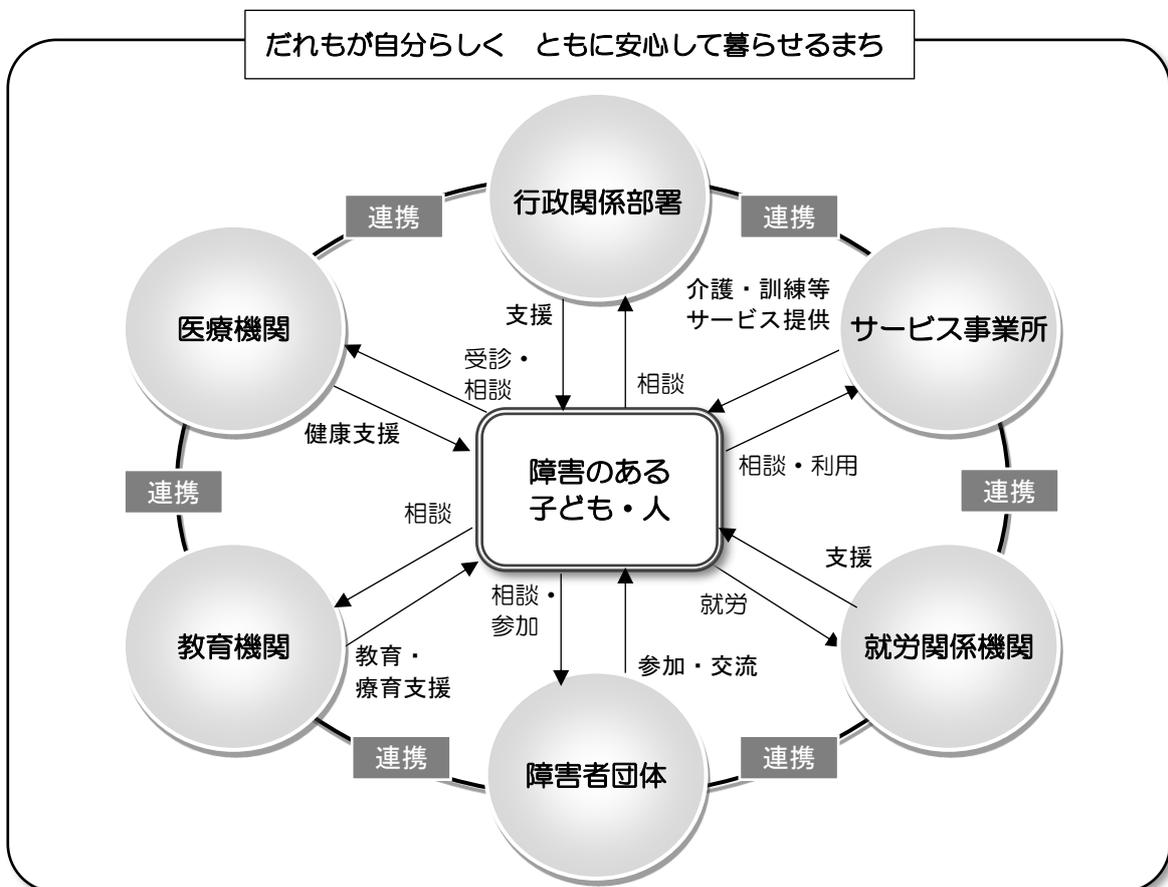
本計画は、住みなれた地域で自分らしく暮らしていくために、様々な制度や福祉サービスなどの必要な支援の充実はもちろん、障害のあるなしに関わらずすべての人が能力に応じて補い合い、支え合う地域社会の創造にあります。

計画の推進にあたっては、障害者一人ひとりの意見を尊重するとともに、以下のことに留意しながら推進していきます。

1 関係機関、事業所等との連携

計画の推進にあたっては、一人ひとりの障害の特性や生活環境などライフステージに応じた支援と、総合的かつ継続的な施策の両輪が必要です。そのため、福祉施策を担当する部署のみならず、保健、医療、教育、雇用、生活環境などの行政関係部署、並びに関係機関の相互の連携を取りながら、利用者のニーズに応えられるよう計画を推進していきます。

また、本町では障害福祉サービスの充実のため新規事業所の参入に取り組んできましたが、さらなるサービス提供体制の充実、また、広島圏域を中心とする広域的な連携により利用者のサービスの選択肢を広げ、「だれもが自分らしく、ともに安心して暮らせるまち」の実現とすため各関係機関の体制を強化していきます。



2 計画の進捗管理

本町では、地域の関係機関によるネットワークの強化と本計画の具体化に向けた協議などを行うため、障害者関係団体、福祉サービス事業所、保健・医療機関などの関係者で構成する北広島町地域自立支援協議会を設置しています。当協議会において定期的に計画の進捗状況や各種施策の把握、点検を行います。

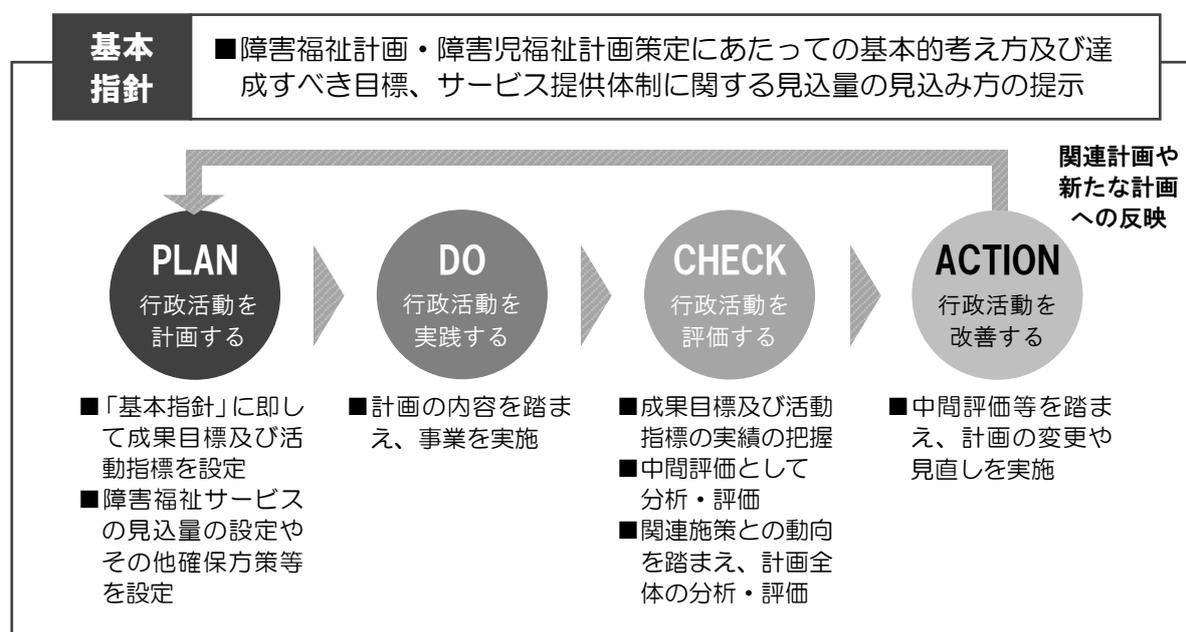
また、利用者や関係団体との意見交換などを通じて事業の効果を検証しながら、施策を推進していきます。

3 PDCAサイクルによる推進

本計画においては、PDCAサイクルの考え方を取り入れ、少なくとも年1回計画の内容の分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や見直し等の措置を講じます。

また、本計画に基づく施策について、北広島町自立支援協議会において計画の評価を行い、本計画の進捗状況について意見を聴き、施策を推進していきます。加えて、庁内において、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより本計画の円滑な推進に努めます。

■PDCAサイクルのプロセスのイメージ



1 北広島町障害者福祉計画及び障害福祉計画並びに

障害児福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 6 月 20 日

告示第 73 号

改正 平成 20 年 3 月 12 日告示第 33 号

平成 25 年 9 月 2 日告示第 121 号

平成 29 年 9 月 20 日告示第 100 号

(目的)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 9 条の規定に基づく北広島町障害者福祉計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条の規定に基づく北広島町障害福祉計画並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 の規定に基づく北広島町障害児福祉計画を策定するため、北広島町障害者福祉計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 障害者福祉計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項
- (3) 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関すること。
- (4) その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要なこと。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者の代表
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

(委員の任期)

第 4 条 策定委員会の委員の任期は 3 年とする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は退任し、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員の互選により、委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じ委員長が招集し議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年6月20日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行後、最初に任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成21年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

- 3 第3条第2項の規定により委員が委嘱された後、最初に招集する策定委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

附 則 (平成20年3月12日告示第33号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月2日告示第121号)

この告示は、平成25年9月2日から施行する。

附 則 (平成29年9月20日告示第100号)

この告示は、平成29年9月20日から施行する。

2 北広島町障害者プラン(第3期障害者福祉計画・第6期障害
福祉計画・第2期障害児福祉計画)策定委員会委員名簿

氏名	所属等	区分
井上 敏明	医師会	学識経験を有する者
小川 秀子	北広島町障害者自立支援認定審査会委員	
児玉 昌子	民生委員児童委員	
西岡 尚久	北広島町身体障害者団体連合会	障害者の代表
下杉 美智	精神障害者家族会	
保本 泉	知的障害者相談員	
岡田 克博	社会福祉法人みぶ福祉会	障害者の福祉に関する 事業に従事する者
金子 泰典	医療法人社団せがわ会	
石川 千津美	北広島町社会福祉協議会	

北広島町障害者プラン

【第3期障害者福祉計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画】

令和3年3月 発行

発行：北広島町

編集：北広島町 福祉課 地域福祉係

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1234 番地